

第2部 家事審判法の見直し

(前注1) この中間試案第2部の規律は、家事事件（家事審判事件及び家事調停事件をいう。以下同じ。）に関する手続について、適用されることを前提としている。

(前注2) この中間試案第2部では、「審判」を本案についての裁判（合意に相当する審判及び調停に代わる審判を含む。）の意味で用いている。なお、抗告裁判所における本案についての審判に代わる裁判についても、この中間試案第2部では、「審判」と呼称している。

(前注3) 「家事審判法」との題名については、なお検討するものとする。

第1 総則

1 裁判所及び当事者の責務（新設、民事訴訟法第2条参照）

裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を進行しなければならないものとする。については、この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

【意見】裁判所の責務を明記することには賛成。

当事者の責務については、一般的な訓示規定として信義誠実義務を課すことには特に反対ではないが、職権探知主義のもとでの当事者の役割は民事訴訟手続とは異なっており、裁判所の責務と並列的に規定することには慎重であるべきと考える。当事者の責務については一般的訓示規定であることが明確になるような規定ぶりとすべきである。

2 最高裁判所規則（家事審判法第8条関係）

この中間試案第2部にに基づく法律に定めるもののほか、家事事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

【意見】賛成。

3 家事審判官（家事審判法第2条関係）

家庭裁判所において、この中間試案第2部にに基づく法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とするものとする。

【意見】賛成。

4 管轄

(1) 土地管轄（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第2条関係）

ア 住所により管轄裁判所が定まる場合

① 管轄家庭裁判所が人の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、管轄家庭裁判所は定まるものとする。

② 管轄家庭裁判所が法人その他の社団又は財団の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、代表者その

他の主たる業務担当者の住所により、管轄家庭裁判所は定まるものとする。
③ 管轄家庭裁判所が外国の社団又は財団の住所により定まる場合においては、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄家庭裁判所は定まるものとする。

【意見】賛成。

【理由】自然人につき現行の規定を維持することに不都合はなく、法人について民事訴訟法4条4項、同条5項に準じ規定を設けることも代表者等の実際の活動場所である以上不都合はない。

イ 土地管轄が定まらない場合

家事事件について、この中間試案第2部に基づく法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄家庭裁判所が定まらないときは、その家事事件は、審判又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

【意見】賛成。

【理由】現行非訟手続法に準じた規定を置くことに不都合はない。

(2) 優先管轄（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第3条関係）

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、最初に事件が係属した裁判所がその事件を管轄するものとする。

【意見】賛成。

【理由】後行の申立てを却下すべきと規定すると後行の申立に関する資料が生かされないため、先行して係属する裁判所に管轄を認めることに異論はない。

(3) 管轄裁判所の指定（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第4条関係）

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

③ ①及び②の管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

【意見】賛成。

【理由】民事訴訟法10条と同様の規律を置くことに特に不都合はない。

(4) 管轄の標準時（新設、民事訴訟法第15条参照）

裁判所の管轄は、家事事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で手続を開始した時を標準として定めるものとする。

【意見】賛成。

【理由】民事訴訟法15条と同様の規律を置くことに特に不都合はない。

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理（家事審判規則第4条第1項関係）

- ① 裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。
- ② 家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、①にかかわらず、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理することができるものとする。

【意見】賛成。

【理由】家事審判規則第4条と同様の規律を置くことに不都合はなく、当事者に管轄裁判所における裁判を受ける権利を保障するために、管轄違いを理由とする移送申立権を認めるべきであり、相当である。

イ 管轄権を有する家庭裁判所による移送

家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する場合においても、手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他事件を処理するために相当と認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができるものとする。

【意見】条件付き賛成。

当事者の意見を聴かなければならないとの規定を設けること、手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときの外に「相当と認めるとき」についてのメルクマールを規定に盛り込むことが条件である。

【理由】民事訴訟法規則8条に準じて当事者の意見を聴かなければならない旨の規定を設けるべきである。

また、移送は、当事者にとって重大な利害得失をもたらすものであり、移送の要件は、「その他事件の処理するために相当と認めるとき」というだけでは基準が明らかでないので、どういう基準で移送が認められるのかが、ある程度具体的に規定される必要がある。

ウ 即時抗告（家事審判規則第4条の2関係）

移送の裁判及び移送の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

【理由】当事者に争う機会を保障するべきであり、他方いつまでも不服申立てができる状態が続くことも不当であるため、基本的に家事審判規則4条の2の規律を維持すること、却下の裁判にも即時抗告権を認めることに不都合はない。

エ 移送の裁判の拘束力等（新設、民事訴訟法第22条参照）

- ① 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ② 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができないものとする。
- ③ 移送の裁判が確定したときは、家事事件は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなすものとする。

【意見】賛成。

【理由】民事訴訟法22条と同様の規定を置くことに特に不都合はない。

5 裁判所職員の除斥及び忌避（家事審判法第4条関係）

(1) 裁判官の除斥（民事訴訟法第23条参照）

- ① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、fに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。
 - a 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくは審判を受けるべき者（以下本項目（7裁判所職員の除斥及び忌避）では「当事者等」という。）であるとき、又は事件について当事者等と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - b 裁判官が当事者等の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
 - c 裁判官が当事者等の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - d 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき又は審問を受けたとき。
 - e 裁判官が事件について当事者等の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。
 - f 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
- ② ①の除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。
 - （注1） 「審判を受けるべき者」については、7(1)の（注3）参照。
 - （注2） 「審問」については、第1部第1の10(2)（注3）参照。

【意見】賛成。

(2) 裁判官の忌避（民事訴訟法第24条参照）

- ① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。
- ② 当事者は、裁判官の面前において陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができないものとする。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りではないものとする。

【意見】賛成。

(3) 除斥又は忌避の裁判（民事訴訟法第25条第1項から第3項まで参照）

- ① 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、裁判をするものとする。
- ② 家庭裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。
- ③ 除斥又は忌避された裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

【意見】賛成。

(4) 簡易却下手続

- ① 家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、これを却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②の規律に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も同様とするものとする。
 - ② ①の場合においては、(3)③の規律を適用しないものとする。
 - ③ ①の場合においては、忌避された受命裁判官又は家庭裁判所の一人の裁判官は、忌避の申立てを却下することができるものとする。
- (注1) (4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、一人で事件を取り扱っている裁判官若しくは受命裁判官又は調停委員会を組織する裁判官が忌避されたときはその裁判官が、合議体で事件を取り扱っている場合においてその合議体の構成員が忌避されたときはその合議体である裁判所が、それぞれするものとする。
- (注2) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。
- ① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。
 - ② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。
 - ③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

【意見】前段（遅延目的の明らかな忌避申立ての簡易却下）には反対しない。

後段（面前陳述・方式違背）の簡易却下には反対。

【理由】面前陳述の有無は明らかであるが、忌避原因を知らずに行ったか否かは必ずしも明らかではなく、簡易却下は相当でない。方式違背は是正措置を講じては是正されないことを簡易却下の要件とすべきである。

(5) 即時抗告等（民事訴訟法第25条第4項及び第5項参照）

- ① 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ② 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(6) 手続の停止（民事訴訟法第26条参照）

- ① 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。
- ② (4)①により忌避の申立てを却下した場合には、(6)①の規律を適用しないものとする。

【意見】賛成。

(7) 家事調停官への準用（家事審判法第26条の3第4項関係）

(1)から(6)までの規律は、家事調停官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家事調停官の所属する裁判所がするものとする。

(注) 家事調停官について忌避の申立てがあった場合には、(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、その家事調停官がするものとする。

【意見】賛成。

(8) 参与員への準用

- ① (1)から(5)までの規律は、参与員について準用するものとする。この場合においては、裁判は、参与員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

(注) 受命裁判官が手続を行っている場合において、その手続に関与している参与員が忌避されたときは、(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、その受命裁判官がするものとする。裁判所書記官〔家事調停委員及び家庭裁判所調査官〕についても、同じ。

【意見】賛成。

(9) 家事調停委員への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家事調停委員について準用するものとする。この場合においては、除斥についての裁判は、家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家事調停委員について除斥の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家事調停委員について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家事調停委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家事調停

委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

【丙案】

家事調停委員について、除斥の制度及び忌避の制度は設けないものとする。

【意見】 乙案に賛成。

【理由】 家事調停委員に除斥や忌避に相当する事由がある場合には、当事者は合意しないという対応をとることができるというのが丙案の理由であるが、公正さの維持は、結論だけの問題ではなく手続進行においても必要であるから、除斥・忌避の制度を設けないという丙案は相当でない。

除斥だけでなく忌避の制度を設けるか否かについては、公正さを疑わせる事情があるのに何の対応策もなく、最終的に調停に合意するか否かに委ねることで足りるものとするのは疑問であり、また、裁判官や書記官に忌避制度忌避の制度が適用されるのに家事調停委員には員への適用を不要とする積極的な理由がない。濫用の濫用のおそれについては、簡易却下手続を設けることで対応可能である。

したがって、乙案に賛成する。

(10) 裁判所書記官への準用（民事訴訟法第27条参照）

(1)から(6)までの規律は、裁判所書記官について準用するものとする。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。

【意見】 賛成。

(11) 家庭裁判所調査官への準用

【甲案】

① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。この場合においては、除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。

② 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。

② 家庭裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

【丙案】

家庭裁判所調査官について、除斥の制度及び忌避の制度は設けないものとする。

【意見】 乙案に賛成。

【理由】 理由は、(8)の家事調停委員の場合と概ね同様。加えて、家庭裁判所調査官の場合、当事者の合意に拘束されない審判の場面があるので、家事調停委員の場合以上に、除斥・忌避とも制度を設ける必要がある。

また、民事訴訟法における専門委員、知財調査官に除斥・忌避の制度が設けられていることを考えても、乙案が妥当である。

6 当事者能力及び手続行為能力等（新設）

(1) 当事者能力（民事訴訟法第28条及び第29条参照）

- ① 当事者能力は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。
- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を有するものとする。

【意見】 賛成。

(2) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則（民事訴訟法第28条参照）

手続行為能力（家事事事件の手続に関する行為（以下第2部において「手続行為」という。）をする能力をいう。以下第2部において同じ。）及び手続行為能力を欠く者の法定代理は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。手続行為をするのに必要な授權についても、同様とするものとする。

【意見】 賛成。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力（民事訴訟法第31条参照）

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続行為をすることができないものとする。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでないものとする。

【意見】 賛成。

ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる具体的な場合と、任意後見の位置付けを明確にすることが必要である。

【理由】 抽象的には問題はない。しかし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合を個々に明確にしなければ、実際に妥当かどうか論ずることができない。次に任意後見人については何ら触れられていない。任意後見人の権限は、本人の生活・療養看護・財産の管理に及ぶ可能性があるから、それらに関する家事審判事件での代理権限をどうするかの方針が必要である。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則（民事訴訟法第32条

参照)

- ① 被保佐人，被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）又は後見人その他の法定代理人（以下「被保佐人等」という。）が，他の当事者がした家事事件の申立て又は抗告について手続行為をするには，保佐人若しくは保佐監督人，補助人若しくは補助監督人又は後見監督人（以下「保佐人等」という。）の同意その他の授權を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も，同様とするものとする。
- ② 被保佐人等は，次に掲げる手続行為をするには，特別の授權がなければならないものとする。ただし，家事調停事件の手続の追行について保佐人等の同意その他の授權を得ている場合には，調停を成立させる合意及び合意に相当する審判における合意については，この限りでないものとする。
- a 家事事件の申立ての取下げ，調停を成立させる合意及び合意に相当する審判における合意〔又は脱退〕
- b 審判に対する抗告，第2の3(1)エ(ア)②の申立て（抗告許可の申立て）又は審判に対する異議の申立ての取下げ
- (注1) 被保佐人は，保佐人の同意を得なければ手続行為をすることができないのが原則であることを前提としている。被補助人についても，裁判所の審判により補助人の同意を得なければならないものとされた場合は，同様である。
- (注2) ②aの脱退については，8で規律の必要性を含めて検討することとしているので，亀甲括弧を付している。

【意見】賛成。

(注2)については，脱退の規律とともに設けるべきである。

エ 外国人の手続行為能力の特則（民事訴訟法第33条参照）

外国人は，その本国法によれば手続行為能力を有しない場合であっても，日本法によれば手続行為能力を有すべきときは，手続行為能力を有する者とみなすものとする。

【意見】賛成。

(3) 手続行為能力等を欠く場合の措置等（民事訴訟法第34条参照）

- ① 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠くときは，裁判所は，期間を定めて，その補正を命じなければならないものとする。この場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，裁判所は，一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠く者がした手続行為は，これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により，行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

【意見】賛成。

(4) 特別代理人（民事訴訟法第35条参照）

- ① 裁判長は、未成年者若しくは成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、未成年者又は成年被後見人について特別代理人を選任することができるものとする。
- ② ①による特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。
- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
- ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならないものとする。
- ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】 賛成。

- (5) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 調停をすることができない事項についての家事事件においては、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、法定代理権は、直ちに消滅することを前提としている。

【乙案】

法定代理権の消滅は、調停をすることができる事項についての家事事件においては他方の当事者に、その余の家事事件においては裁判所に、本人又は代理人から通知しなければ、その効力を生じないものとする。

【意見】 甲案に賛成。

【理由】 本人保護の必要性は、非訟事件一般に比較して大きい。また、調停をすることができない事項についての家事事件において、あえて乙案をとるだけの本人保護の必要に優る手続の安定性等の理由があるとは思えない。したがって、最終的に当事者の合意で対応できる調停をすることができる事項に関してのみ手続の安定を図るという甲案が妥当である。

- (6) 制限行為能力者の代理人等

(前注) (2) の特則（行為能力を制限された者であっても意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとする特則）については、第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において個別に記載している。

ア 制限行為能力者による代理人選任等

- ① 行為能力の制限を受けた者が、意思能力を有する限りすることのできる手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判

長は、申立てにより、弁護士を代理人に選任することができるものとする。

② 行為能力の制限を受けた者が①の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を代理人に選任することができるものとする。

③ ①及び②により裁判長が代理人に選任した弁護士に対し行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とするものとする。

イ 実体法上の法定代理人の取扱い

行為能力の制限を受けた者であっても意思能力を有する限りすることのできる手続行為（調停を成立させる合意を除く。）については、未成年者に対し親権を行う者又は後見人が代理することができるものとする。ただし、家事事件の申立てについては、民法その他の法律に特別の定めがある場合に限るものとする。

【意見】賛成。

(7) 法人の代表者等への準用（民事訴訟法第37条関係）

この中間試案第2部に基づく法律中法定代理及び法定代理人に関する規律は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人について準用するものとする。

【意見】賛成。

7 参加（家事審判法第12条及び家事審判規則第14条関係）

(1) 当事者参加

① 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事事件の手続に参加することができるものとする。

② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として家事事件の手続に参加させることができるものとする。ただし、家事審判事件において、審判を受けるべき者でない者については、この限りでないものとする。

③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。

④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注1) 当事者参加人（①又は②により参加した者をいう。以下第2部において同じ。）は、参加により当事者となり、以後は、当事者として扱われることとなる。ただし、当事者参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 当事者参加人が即時抗告をすることができる否かは、当該当事者参加人が即時抗告権者として掲げられている者に該当するか否かにより決まることになるが、申立人が即時抗告権者である審判については、

申立人として参加した当事者参加人は、当事者参加人であることを理由にして即時抗告をすることができることを前提としている。

(注3) 「審判を受けるべき者」とは、積極的内容の審判が出された場合において、その審判を受ける者になる者をいう。

【意見】賛成。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 審判を受けるべき者は、利害関係人として家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 審判を受けるべき者以外の者で家事事件の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】条件付き賛成。

「重大な利害」は「利害」とすべきである。

【理由】利害関係人の参加は、紛争解決に資するものであり、裁判所の許可を要件として、認めるべきである。「重大な利害」と限定することによって、利害関係人の参加が限定的とされることには反対である。民事訴訟法の補助参加と「結果について利害関係を有する」という同じ文言となるが、補助参加では、当事者の異議があつて初めて裁判所が可否を決定するが、この手續では常に裁判所の許可という判断を要するのであるから、「重大な利害」という規範的要件を加重する必要はなく、また「重大な」の判断によっては利害関係人の参加が不当に制約される可能性がある。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者（以下第2部において「利害関係参加人」という。）は、家事事件について、当事者としてすることができる手續行為をすることができるものとする。

(注1) 利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 利害関係参加人が即時抗告をすることができるか否かは、当該利害関係参加人が即時抗告権者として掲げられている者に該当するか否かにより決まることになる（例えば、利害関係参加人は申立人ではないから、申立人のみが即時抗告をすることができる家事事件の申立てを

却下する裁判に対し、即時抗告をすることはできない。) ことを前提としている。

(後注) 当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として家事事件の手續に参加することができるが、他方で、手續に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときは、(2)により利害関係人として家事事件の手續に参加することができる(審判を受けるべき者であるときは(2)ア①により、審判を受けるべき者以外の者であるときは(2)ア②による。) ことを前提としている。

【意見】賛成。

8 脱退

当事者となる資格を有する者が当事者として家事事件の手續に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手續から脱退することができるものとする。なお検討するものとする。

(注) 調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、裁判所の許可に加え、他方当事者の同意がなければ、脱退の効力を生じないものとする。併せて検討するものとする。

【意見】脱退に関する規律を設けるべきである。手續の処理としては、当事者として関与する必要がないと考える者は単に当該手續に事実上関与しなければよいので規律不要でも不都合はないと思われるが、国民の司法手續に対する意識を考えるならば、参加の規律がある以上、脱退に関しても規律を設けるべきである。

(注)の調停をすることができる事項についての家事審判事件における脱退に関し、他方当事者の同意がなければ脱退の効力を生じないものとする。併せて検討するものとする。

理由は、調停の実務では、調停成立への鍵となる者と、法的な当事者適格が一致していないことがあり、それゆえ、最も利害を有する当事者の同意も要件に加えるべきだからである。なお、脱退を申し出た当事者がその後家事調停手續に出席して調停が成立することは考えられないので当事者の同意は意味がないという反論については、最終段階ではそのように言っても調停手續係属中は期日の呼び出しがあることだけでも意味を持つ場合があり、翻意しての出席が考えられなくもなく、出席がなくとも書面の提出等も考えられるので、否定するだけの理由にはならない。また、他方当事者の同意を必要としたからといって手續の円滑な進行が妨げられるとも考えられない。

9 任意代理人

(前注) 中間試案第2部では、「任意代理人」を、特定の事件について包括的に手續追行をなす委任を受けて手續行為についての代理権を付与された者と、法令が一定の地位の者に手續行為についての代理権を付与していることにより代理権を取得した者の意で用いている。

(1) 任意代理人の資格（家事審判規則第5条関係）

- ① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ任意代理人となることができないものとする。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を任意代理人とすることができるものとする。
- ② ①のただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

【意見】賛成。

(2) 任意代理権の範囲（新設、民事訴訟法第55条参照）

- ① 任意代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。
- ② 任意代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。ただし、家事調停事件の手続の追行について委任を受けている場合には、調停を成立させる合意及び合意に相当する審判における合意については、この限りでないものとする。
- a 家事事事件の申立ての取下げ、調停を成立させる合意、合意に相当する審判における合意〔又は脱退〕
- b 審判に対する抗告、第2の3(1)エ(ア)②の申立て（抗告許可の申立て）若しくは審判に対する異議の申立て又はこれらの取下げ
- c 代理人の選任
- (注) ②aの脱退については、8で規律の必要性を含めて検討することとしているので、亀甲括弧を付している。
- ③ 任意代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない任意代理人については、この限りでないものとする。
- ④ ①から③までは、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

【意見】賛成

②aの脱退については、8での規律とともに規律すべきである。

(3) 個別代理（新設、民事訴訟法第56条参照）

- ① 任意代理人が数人あるときは、各自当事者を代理するものとする。
- ② 当事者が①と異なる定めをしても、その効力を生じないものとする。

【意見】賛成。

(4) 当事者による更正（新設、民事訴訟法第57条参照）

任意代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じないものとする。

【意見】賛成。

(5) 任意代理権を欠く場合の措置等（新設、民事訴訟法第59条並びに第34条第1項及び第2項参照）

- ① 任意代理権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならないものとする。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 任意代理権を欠く者がした手続行為は、当事者、法定代理人又は任意代理権を有するに至った任意代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

【意見】賛成。

(6) 任意代理権の不消滅（新設、民事訴訟法第58条参照）

- ① 任意代理権は、次に掲げる事由によっては、消滅しないものとする。
- a 当事者の死亡又は手続行為能力の喪失
 - b 当事者である法人の合併による消滅
 - c 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
 - d 法定代理人の死亡、手続行為能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更
- ② 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために手続の当事者となるものの任意代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては、消滅しないものとする。
- (注) ① a から c まで及び②の規律は、第2の1(3)アにより手続を続行する者がある場合を前提としている。

【意見】賛成。

(7) 任意代理権の消滅の通知（新設、民事訴訟法第59条及び第36条第1項参照）

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件においては、任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 調停をすることができない事項についての家事事件においては、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、法定代理権は、直ちに消滅することを前提としている。

【乙案】

任意代理権の消滅は、調停をすることができる事項についての家事事件においては他方の当事者に、その余の家事事件においては裁判所に、本人又は任意代理人から通知しなければ、その効力を生じないものとする。

【意見】乙案に賛成。

【理由】任意代理権の消滅の場合、任意代理人が通知を怠ることはないと思われるので、手続の安定のメリットを重視することにより、乙案が妥当である。

(8) 補佐人（家事審判規則第5条関係、民事訴訟法第60条参照）

- ① 当事者又は任意代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに家事事件の手続の期日に出頭することができるものとする。

- ② ①の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。
- ③ 補佐人の陳述は、当事者又は任意代理人が直ちにに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は任意代理人が自らしたものとする。

【意見】賛成。

10 手続費用

(1) 手続費用の負担（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第26条関係）

- ① 手続費用（家事審判手続の費用（以下「審判費用」という。）又は家事調停手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。以下同じ。）は、各自が負担するものとする。
- ② 裁判所は、事情により、①の規律によれば当事者、参加人又は利害関係人が負担すべき手続費用の全部又は一部をその負担をすべき者以外の当事者、参加人又は利害関係人に負担させることができるものとする。
- ③ この中間試案第2部に基づく法律によれば、検察官が負担すべき審判費用は、国庫の負担とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】家事審判手続及び家事調停手続においては、敗訴者が誰であるかを客観的に判断しにくいケースや敗訴者が誰であるかを判断すること自体になじまないケースが多くあると考える。

(2) 手続費用の負担の裁判（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

- ① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用についての負担の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所が、本案の裁判を変更する場合には、総手続費用について、その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、(1)②により手続費用の全部又は一部を当事者、参加人又は利害関係人に負担させるべき場合には、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所は、職権で、総手続費用の全部又は一部について、負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判

所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、①により手続費用の負担を命ぜられた者であって、本案の裁判に対して即時抗告をすることができないものは、第2の3(1)イ(ア)②にかかわらず、手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとするものについては、なお検討するものとする。

【意見】 甲案に賛成。

【理由】 裁判費用の負担者を明記する民事訴訟と異なる扱いをする合理的な理由はない。各自負担の原則があっても審判官は必ず費用の負担者についての判断を行う必要があるのであるから、それを表明することは負担とはならないはずである。

鑑定費用等、具体的な費用負担の定めに大きな関心がもたれることもあるので、負担者を明記するのが当事者にとって明快である。また、たとえ原則どおりであっても、(1)②に該当しないことが明らかになる。さらには、審判官の判断の脱漏を防止する効果も期待できる。

なお、負担の裁判は、本案について即時抗告権を持たないが負担を命じられた者にとっては終局裁判であるから、それに対する即時抗告ができるとすべきである。

(3) 調停が成立した場合の負担（新設、民事訴訟法第68条参照）

- ① 当事者は、調停が成立した場合において、手続費用について、特別の定めをしなかったときは、手続費用は、各自が負担するものとする。
- ② 当事者は、訴訟において調停に付された当該家事調停事件の調停が成立した場合において、訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自の負担とする。

【意見】 賛成。

【理由】 調停成立の場合、特別の定めをしないということは、手続費用について償還の問題を残さないという趣旨と考えられる。このことは、訴訟において調停に付された場合も変わらない。仮に、訴訟費用の負担について、後日の償還を求めるのであれば、調停調書に特別の定めをするべきである。

(4) 費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第71条参照）

- ① 手続費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、家庭裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。
- ② ①の場合において、当事者双方が手続費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなすものとする。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとする。
- ④ ③の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。

- ⑤ ④の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、④の異議の申立てを理由があると認める場合において、手続費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならないものとする。
- ⑦ ④の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

【意見】賛成。

(5) 費用の強制執行（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第31条関係）

費用の強制執行については、所要の手当てをするものとする。

【意見】賛成。

(6) 調停の場合の費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第72条参照）

当事者が裁判所において調停をした場合において、手続費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、家庭裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。この場合においては、(4)②から⑦までの規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

(7) 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設、民事訴訟法第73条参照）

【甲案】

- ① 家事事件が審判及び調停によらないで完結したときは、申立てにより、家庭裁判所は手続費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取り下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について、(4)④から⑦までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合において、(1)②により手続費用の全部又は一部を当事者、参加人又は利害関係人に負担させるべきときは、申立てにより、家庭裁判所はその旨の裁判をし、その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立の取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。

② 甲案の②及び③と同じ。

【意見】 甲案に賛成。

【理由】 (2)の理由と同じ。

(2)及び民事訴訟法73条と同様に考えるべきであり、あえて乙案を採用すべき理由はないと考える。乙案を採用した場合において、申立がなされたが(1)①の場合にあたると判断された場合、申立は却下されることとなるが、費用負担の裁判を求めた当事者にとってかかる却下判決は分かりにくく、明確化の観点より甲案が望ましい。

(8) 費用額の確定処分の更正（新設，民事訴訟法第74条参照）

① (4)①，(6)又は(7)①の規律による額を定める処分に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，裁判所書記官は，申立てにより又は職権で，いつでもその処分を更正することができるものとする。

② (4)③から⑤まで及び⑦の規律は，(8)①による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用するものとする。

③ (4)①，(6)又は(7)①の規律による額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは，(8)②の異議の申立ては，することができないものとする。

【意見】 賛成。

(9) 費用の立替え（家事審判規則第11条関係）

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他必要な処分の費用は，国庫において立て替えることができるものとする。

【意見】 賛成。

【理由】 家事審判規則11条と(9)を対比すると，費用の立替と予納について原則と例外が逆転しているようにも読めるが，手続費用は各自負担が原則であるから，予納を原則とすることに異論はない。

(10) 手続上の救助（新設，民事訴訟法第82条参照）

ア 救助の付与

① 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，家事事件の手続上の救助の裁判をすることができるものとする。

(注) 救助を求める手続行為に理由がないことが明らかであるなど，その手続行為が誠実にされたものとは認められないときは，救助の付与をしないこととし，その旨の規律を置くことを前提としている。

② 家事事件手続上の救助の裁判は，審級ごとにするものとする。

【意見】 賛成。

【理由】 手続上の救助は支払猶予であるところ，手続費用について各自負担を原則とするならば，これが機能する場面は少ないと予想されるが，12(1)②の例外の裁判を得た場合には最終的に費用負担を免れることができるので賛成する。

イ 救助についてのその他の規律

家事事件手続上の救助については、民事訴訟法第83条から第86条までと同様の規律を置くものとする。

【意見】賛成。

11 審理手続

(1) 本人出頭主義（家事審判規則第5条第1項関係）

- ① 裁判所は、期日に事件の関係人を呼び出すことができるものとする。
- ② 呼出しを受けた者は、自ら出頭しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができるものとする。

【意見】条件付き賛成。

「やむを得ない事由」という要件はもっと緩和すべきである。

【理由】本人の出頭を原則として必要とすることには賛成であるが、本人ではなく代理人の出頭で足りるとする要件として「やむを得ない事由」を求めることが厳格にすぎる。代理人の出頭で足りる期日もあり、厳格に毎回の期日に本人の出頭を求める必要性はなく、実情にも合わない。

(2) 手続の非公開（家事審判規則第6条関係）

家事事件の手続は、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

【意見】賛成。

(3) 期日及び期間（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第10条関係）

ア 期日の指定（民事訴訟法第93条参照）

（前注） この中間試案第2部では、裁判所（調停では調停委員会又は家事審判官）及び当事者等が会して手続行為をするための日時を期日と呼んでいる（第1部第1の10(2)（注1）参照。）期日には、証拠調べをするための「証拠調べの期日」、審問をするための「審問の期日」等がある。

- ① 期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
- ② 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許すものとする。

【意見】賛成。

ただし、少なくとも相手方のある事件については当事者の期日申立権の規定を設けるべきである。

【理由】当事者の手続保障及び手続の透明化の観点からすれば、民事訴訟法9

3条と同様に期日指定の申立権を認めるべきである。

イ 期日の呼出し（民事訴訟法第94条参照）

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。

【意見】賛成。

ウ 期間の計算（民事訴訟法第95条参照）

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

【意見】賛成。

エ 期間の伸縮及び付加期間（民事訴訟法第96条参照）

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。
- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

【意見】賛成。

オ 手続行為の追完（民事訴訟法第97条参照）

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき手続行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国にある当事者については、この期間は、2か月とするものとする。
- ② ①の期間については、エ①本文は、適用しないものとする。

【意見】賛成。

(4) 送達（新設、民事訴訟法第98条から第113条まで参照）

送達については、民事訴訟法第98条から第113条までと同様の規律を置くものとする。

【意見】賛成。

【理由】当事者の手続的保障を確保するため、送達手続についての規律を置くことに意義がある。

(5) 手続の分離・併合（新設，民事訴訟法第152条参照）

- | |
|---|
| ① 裁判所は，家事事件が数個同時に係属するときは，その手続の併合を命じることができるものとする。 |
| ② 裁判所は，手続の分離を命じることができるものとする。 |
| ② 裁判所は，①及び②の裁判を取り消すことができるものとする。 |
| ③ 裁判所は，当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合において，その前に尋問をした証人について，尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは，その尋問をしなければならないものとする。 |

【意見】手続の併合，分離を命じるについて，それぞれ「必要に応じ」の文言を追加されたい。

【理由】家庭裁判所の後見的・合目的的見地から手続の併合・分離を命ずる趣旨であると解されるが，当事者の手続保障の見地からは，「必要に応じ」等の文言を明記することにより，合理性が担保されることを求める。

(6) 手続の中止（新設，民事訴訟法第130条から第132条まで参照）

- | |
|---|
| ① 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは，家事事件の手続は，その事由が消滅するまで中止するものとする。 |
| ② 当事者が不定期間の故障により家事事件の手続を続行することができないときは，裁判所は，その中止を命ずることができるものとする。 |
| ③ 裁判所は，②の裁判を取り消すことができるものとする。 |
| ④ 家事事件の手続の中止があったときは，期間は，進行を停止するものとする。この場合においては，家事事件の手続の続行の時から，新たに全期間の進行を始めるものとする。 |

【意見】賛成。

(7) その他

（注）通訳人の立会い等については，民事訴訟法第154条及び第155条にそうとする規律を置くものとする。

【意見】賛成。

【理由】当事者が自己の権利利益を十分に主張できるよう所要の手当てをすることに賛成する。

12 裁判資料

(1) 職権探知主義（家事審判規則第7条第1項関係）

裁判所は，職権で事実の調査をし，かつ，職権で又は申出により必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。
--

【意見】賛成。

【理由】家庭裁判所における裁判資料の収集は，厳格な証拠調べ手続によるよ

りも、簡易迅速・柔軟に職権による事実調査を原則とすることに相当性が認められる。他方、家事審判手続における当事者の手続保障の見地から、当事者に証拠の申出を行う権利を認める必要があり、これが認められた点で妥当である。

(2) 当事者の役割（新設）

当事者は、事案の実情に即した事件の解決を実現するため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

【意見】「当事者は、～事実の調査及び証拠調べに協力するものとする」との内容で賛成する。

【理由】家事事件においては職権探知主義が採用されているが、事件の当事者が当該事案の実情を最もよく知るものであるから、事案の実情に即した事件の解決を実現するために、当事者に一定の協力義務を課すことに異論はない。

また、手続に著しく非協力的な当事者に対し、職権探知の義務が及ばないと判断される場合が生じることも異論はない。しかし、家事事件においては、手続に非協力的な当事者に対しても、これによって不利益な事実認定が下されるという失権効は働かない。かかる失権効が働くと誤解を生じさせる可能性がないよう、また、家庭裁判所が当事者に対し強権的な対応をすることがないよう、手続協力義務の表現にも、一定の配慮が必要と考える。この点、中間とりまとめにおいて「協力しなければならない」「協力するよう努めなければならない」ものとする規定が例示されていたことに比べ、表現が緩和された点について評価する

(3) 疎明（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第10条関係、民事訴訟法第188条参照）

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

【意見】賛成。

(4) 事実の調査

ア 調査の対象と専門知識の活用（家事審判規則第7条の3関係）

事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならないものとする。

【意見】賛成。

イ 家庭裁判所調査官による事実の調査（家事審判規則第7条の2関係）

① 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。

- ② 急迫の事情があるときは、裁判長が、①の事実の調査をさせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。
- ④ ③による報告には、意見を付けることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 裁判所技官による診断（家事審判規則第7条の6関係）

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。
- ② イ②から④までの規律は、①の診断に準用するものとする。

【意見】賛成。

エ 事実の調査の嘱託（家事審判規則第7条関係）

- ① 裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ② ①により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ③により受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。
- （注） 家事審判規則第7条4項に相当する規律も置くものとすることを前提としている。

【意見】賛成。

オ 調査の嘱託等（家事審判規則第8条関係）

裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、事件の関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

【意見】賛成。

【理由】関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して調査をする必要性が認められる場合には、職権探知主義に基づき調査嘱託制度の積極的な活用を期待するものである。

(5) 証拠調べ（家事審判規則第7条第6項関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条、第183条及び第184条並びに第二編第四章第二節から第六節まで（ただし、次のa及びbに掲げる規定

を除く。)と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）、第229条第4項

(注) 民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(注)に記載の民事訴訟法の規定は準用から除外すべきではない。

【理由】(注)に記載の規定は尋問の順序についてのものであるが、弁論主義が取られない家事手続でも、当事者の尋問を先行させることが真実発見に資することが通常である。必要であれば、裁判所が尋問の順序を変更することもできる。

イ 裁判所外における証拠調べ

① 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができるものとする。この場合においては、合議体の構成員に命じ証拠調べをさせることができるものとする。

② 裁判所は、①にかかわらず、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に嘱託して証拠調べをすることができるものとする。

③ ②により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 当事者本人の出頭命令等

① 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命じることができるものとする。

② ①により出頭を命じられた当事者が正当な理由なくして出頭しない場合について、民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を置くものとする。

【意見】賛成。

【理由】本人からの事情聴取が事実の調査としてではなく民事訴訟法の準用による当事者尋問として行われる場合であることを前提とすると、真実擬制ができない以上、民事訴訟法における証人に対するのと同様の規律をおくことでやむをえない。

エ 文書提出命令等に対して従わない場合

文書提出命令等に従わない場合については、真実擬制（民事訴訟法第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）、第229条第4項参照）を行うことに代えて、過料を科するものとし、所要の手当てをするものとする。

【意見】賛成。

【理由】真実擬制ができる以上、第三者が文書提出命令に従わない場合と同様の規定を置くことはやむをえない。

オ 即時抗告の執行停止効

証拠調べにおける即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

【意見】賛成。

13 家庭裁判所調査官

- ① 裁判所は、必要があると認めるときは、家事事件の手続の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができるものとする。
- ② 裁判所は、必要があると認めるときは、①の規律により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができるものとする。
- ③ 裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。
- ④ 急迫の事情があるときは、裁判長が、③に規定する措置をとらせることができるものとする。

【意見】賛成。

ただし、当事者が調査官調査の結果や関係機関との連携措置の結果についてアクセスでき、何らかの意見を述べる機会が保障されるよう制度が構築される必要がある。

【理由】家庭裁判所の調査官を活用することは、事件の事実関係調査等において有効である場合があり、賛成である。ただし、調査結果や連携結果について、当事者に知らされないまま判断がされてしまうと、当事者の手続保障という見地から問題がある。よって、調査官調査等が行われた場合に、当事者が意見を述べる機会が適切に保障されるよう制度構築されるべきである。

14 裁判所技官

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事事件の手続の期日に医師たる裁判所技官を出席させることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、①の規律により出席した医師たる裁判所技官に意見を述べさせることができるものとする。

【意見】賛成。

ただし、調査官と同様に、技官の出席や意見表明に対し、当事者がアクセスし、意見を述べる機会が適切に保障されるよう制度構築されるべきである。

【理由】裁判所技官を活用することは、事件の事実関係調査等において専門性を発揮できる点で有効である場合があり、賛成である。ただし、当事者の関与が全くない状態で裁判所技官の診断が行われ、意見陳述等がなされてしまうことは、当事者の手続保障の見地から問題である。

15 子の意見表明（新設）

- ① 裁判所は、親権に関する事件、親子に関する事件その他子が影響を受ける事件（以下「子が影響を受ける事件」という。）において、子からの陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努めなければならないものとする。
- ② 裁判所は、子が影響を受ける事件について、審判又は調停をするに当たっては、子の年齢及び発達程度に応じて、子の意思を考慮しなければならないものとする。
- ③ 子が影響を受ける事件において、裁判所が、子のために、子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者を選任することができるものとする。ことについては、なお検討するものとする。
- （注1） 子が15歳以上である場合には必ず子の陳述を聴取しなければならないものとする事件については、第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において具体的に記載することを前提としている。
- （注2） ③については、子の意思を代弁する者等を選任すべき事案の要件（例えば、親子の間で意見が対立しており、親が子の意思又は利益を主張すること を期待することができない場合、あるいは、父母間で意見が対立し親権者である父又は母が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合など）、その法的性格（例えば、子の意思を代弁する者若しくは子の客観的利益を主張 する者であるのか、又はその両者を含むものであるのかなど）、その必要性や その者の役割（例えば、子の年齢によって異なるのか、家庭裁判所調査官との違いは何かなど）、権限（例えば、当事者が行うことができる手続法上の権能を有するものとするかどうかなど）、報酬（支給決定の在り方や負担者）、その他の制度との関係（児童相談所長に親権喪失の申立権を付与していることなど）などについても、併せて検討する必要がある。

【意見】 ①、②について賛成。

③については、子どもの代理人を選任することができるとするべきである。

【理由】 子どもの権利条約 12 条 2 項は子どもの意見表明権を保障しており、家事審判および調停手続においても、意見表明の機会を与える必要がある。この場合、一定の場合には意見聴取を義務的とする必要があり、現に各則において所要の手当てがなされているところであるが、一般的な原則として子の意思を把握しなければならない旨を定めることは、意見表明権の趣旨に照らして重要な意義がある。

（注1）については、各則において具体的に規定することに賛成。ただし、規定としては年齢による区分はすべきでない。

（注2）については、子ども代理人の制度を設けるべきである。

家事手続では、裁判の結果が子どもに直接影響するが子どもが手続の当事者とされていない事件（例えば、親権者変更、養子縁組の許可など）

が多数存在する。

そのような事件において、子どもの意思が監護親を通じてしか手続に反映されない、あるいは、接触の機会が限定されている調査官調査によってしか把握できないことでは、子どもの意思の手続への反映として不十分である。

子ども代理人であれば、手続の最初から最後まで段階を通じて、子どもと継続的に接触し、当該手続と問題状況を子どもに説明し、子どもとの対話を繰り返して子どもの意見形成を援助することができる。また、子ども代理人が親に子どもの意思を伝えることによって、合意による解決に資することも期待できる。

第2 家事審判に関する手続（総則）

1 通則（家事審判法第9条関係）

(1) 家事審判の対象となる事項

家事審判の対象となる事項については、現行法（家事審判法第9条及び特別家事審判規則参照）と同様とするものとする。

【意見】賛成。

(2) 参与員

ア 意見聴取等（家事審判法第3条第1項関係）

① 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をするものとする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、この限りでないものとする。

② 家庭裁判所は、参与員を期日に立ち合わせることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 参与員による説明の聴取（新設）

参与員は、家庭裁判所の命を受けて、意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について申立人から説明を聴取することができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、この限りでないものとする。

(注) イにより参与員が聴取した結果については、書面で裁判所に報告するものとする旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

【意見】反対。

【理由】参与員の本来の役割は、審判官に意見を述べることであり、独自の権限として申立人からの説明聴取を認めることは審判官の手足の役割を果たさせるものであり、制度の趣旨に反する。

ウ 参与員の員数等（家事審判法第10条及び第10条の2関係）

① 参与員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。

② 参与員は、家庭裁判所が毎年あらかじめ選任した者の中から、家庭裁判所

が事件ごとに指定するものとする。

- ③ ②により選任される者の資格、員数その他その選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

- ⑤ 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

【意見】賛成。

(3) 手続の〔受継〕（家事審判規則第15条関係）

（前注） ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

（前注） 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者があるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければならない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまでは、事実上することができない（法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（第1の9(6)参照）を除く。）。

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出及び②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

なお、〔中断〕の制度を設けるべきことは、非訟事件手続法の見直しについての意見（22頁）と同様である。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

（前注） 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は、終了することを前提としている。

- ① 家事事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から1か月以内にその申出をしなければならないものとする。
- ② 裁判所は、①の場合において必要があると認めるときは、申立てをする資格のある者に手続を〔受継〕させることができるものとする。

【意見】賛成。

(4) 調書の作成等（家事審判規則第10条関係）

- ① 裁判所書記官は、家事審判事件の手続の期日については、調書を作成しなければならないものとする。
- 【甲案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。
- 【乙案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。
- 【丙案】例外の規律は置かないものとする。
- ② 裁判所書記官は、事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。
- （注1） 「期日」の意味については、第1の11(3)（前注）参照。
- （注2） ①の「調書」とは、民事訴訟規則第66条第1項及び第67条第1項が定める記載事項に準じた法定の記載事項の記載があるものを、「経過の要領」とは、期日の外形的な経過を記録したもので、具体的には、期日の日時、出頭した当事者等を記載した期日経過表のような簡易な形式によるものをいうことを前提としている。
- （注3） 審問（第1の5(1)（注2）、第1部第1の10(2)（注3）参照）については、①の規律が適用され、②の規律は適用されないことを前提としている。

【意見】丙案に賛成。

【理由】期日において実施された内容を記録化することは、後の検証、当事者の理解の為に必要であり、手続事項については調書が最も重要な証拠となる。調書の作成は裁判所書記官の基本的な役割である。注2で示される程度の記載内容であれば、裁判所にも過大な負担となるものでもない。

(5) 記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）

ア 記録の閲覧等の要件等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（以下本項目（ア記録の閲覧等の要件等）及び第3の1(2)（記録の閲覧等）におい

- ては「記録の閲覧等」という。)を請求することができるものとする。
- ② ①は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から①又は②の許可の申立てがあつた場合には、家事審判事件の記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。ただし、〔未成年者の利益を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでないものとする。〕
- (注) ③ただし書について、例外として列举する規律の内容及び「その他相当でないと認められるとき」という包括的な規律を置くことの当否等については、なお検討するものとする。
- ④ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、家事審判事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ⑤ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。終局審判があつた後に当該審判を受けた者がその交付を請求したときも、同様とするものとする。
- ⑥ 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。
- (注) (5)において当事者としてすることができる家事審判事件の記録の閲覧等及び複製の請求は、利害関係参加人もすることができることを前提としている（第1の7(2)イ参照）。

【意見】①②③⑤については条件付き賛成。

当事者が、裁判所の事実調査部分以外の記録の閲覧謄写や複製の請求をするのに裁判所の許可を要件とすべきではない。他の重要な利益の保護との比較考量において、閲覧謄写の制限を図らざるを得ない場合については、③の注のいう「その他相当でないと認めるとき」という抽象的な理由によって制限を認めるべきでなく、具体的であつて当事者の権利を制限するに足る理由を限定的に挙げるべきである。包括的な規律を置くことには反対する。また対第三者については、賛成。

④については、賛成。

【理由】当事者はまさに、当該事件の主体であり、裁判所の正本等裁判所の許可無く閲覧謄写出来るもの以外にも、審問期日の調書や審問期日で為された尋問の結果など、後の反論、反証の為に重要なものもあり、全て閲覧、謄写、複製請求の対象とすべきである。③に記載されているような

理由による相当性の判断は、書面を作成した、又は発言を行う当事者が、相手方当事者との関係では配慮すべきものであって、裁判所が後見的に行うべき類のものではない。上述のとおり、当事者の記録閲覧権は、基本的、重要な権利であるから、原則として制限すべきでないが、閲覧謄写させることにより未成年者の利益を害するなど、他の重要な利益の保護の為に、当事者の閲覧謄写の制限を図るやむを得ない事情があるのであれば、それを限定列举する前提で、どのような事由がありうるのかを検討すべきである。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が家事審判事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

- ①、②は、甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

【意見】 甲案に賛成。

【理由】 ア③については、上述のとおり、当事者の主張、発言については、閲覧謄写に制限を置くべきでないとの意見を述べており、これが認められれば、の点については、特に不服申立権を認める必要はないが、裁判所の事実調査部分、利害関係を有する第三者からの請求については、閲覧謄写に関しては裁判所の判断により、許可される制度となっているため、その判断に不服のあるものについては、抗告権が認められてしかるべきである。ただし、手続きの遅延目的であることが明らかな場合まで、これを認める必要はなく、また、その点については実情を最もよく把握している原裁判所の判断に拠るとすることは合理的と考える。

(6) 検察官に対する通知（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第16条関係）

裁判所その他の官庁、検察官及び吏員は、その職務上検察官の申立てによって審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

【意見】 賛成。

2 家庭裁判所の手続

(1) 合意管轄

【甲案】

当事者は、合意により管轄裁判所を定めることはできないものとする。

【乙案】

当事者は、調停をすることができる事項についての家事審判事件について、合意により管轄家庭裁判所を定めることができるものとする。

(注) 乙案を採用する場合には、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）、応訴管轄（同法第12条参照）及び合意管轄の違背に関する主張制限（同法第299条第1項ただし書の括弧書参照）についても、所要の手当てをするものとする。

【意見】 乙案に賛成。

ただし、合意管轄を認める事件を、調停をすることが出来る事件という枠組みで以て定めるべきかについては、さらなる検討を要すると考える。

【理由】 相当程度紛争性が高い審判事件については、裁判所の後見的判断の重要性より当事者の便宜を優先させてもよいと考える。ただし、推定相続人の廃除（家事審判法第9条1項乙類9号）など、相当程度の紛争性の高い事件が、調停をすることができる事件という枠組みで選別できないとも考えられ、この点は再考を要すると考える。

(2) 家事審判事件の申立て

ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）

家事審判事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨及び原因

(注) 電子情報処理組織による申立て等については、非訟事件の手続と同様の手当てをするものとする（第1部第1の11参照）。

【意見】 賛成。

イ 併合申立て（新設、民事訴訟法第38条及び第136条参照）

【甲案】

申立人は、審判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る家事事件の手続が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、審判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

【意見】 甲案に賛成。

【理由】 審判を求める事項が同日の事実上及び法律上の原因に基づく場合であれば、併合されても相手方、裁判所の負担が特に増すものでもなく、申立人の便宜の為に併合申立ては当然認められてしかるべきである。その後、手続の分離は可能であるから、併合申立てを認めることが審理の円滑な進行の妨げとなることはない。

ウ 裁判長の申立書審査権（新設，民事訴訟法第137条参照）

- ① アの書面（以下「家事審判事件の申立書」という。）がアに違反する場合には，裁判長は，相当の期間を定め，その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事審判事件の申立ての手数料を納付しない場合も，同様とするものとする。
- ② ①の場合において，申立人が不備を補正しないときは，裁判長は，命令で，家事審判事件の申立書を却下しなければならないものとする。
- ③ ②の命令に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- （注） 申立人が相手方の不正確な住所の記載について補正を命ぜられたにもかかわらず，正当な理由なく補正命令に応じないため，裁判所が申立書の送付等を行うことができない場合や，申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場合の対応として，何らかの規律（例えば，民事訴訟法第138条第2項及び第141条と同趣旨の規律）を置くものとするについて，なお検討するものとする。

【意見】賛成。

エ 申立ての変更（新設，民事訴訟法第143条参照）

- ① 申立人は，申立ての基礎に変更がない限り，申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は，期日である場合を除き，書面でしなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は，申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは，申立てにより又は職権で，その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は，申立ての趣旨又は原因の変更により著しく家事事件の手続を遅延させることとなるときは，その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(3) 裁判長の手続指揮権（新設，民事訴訟法第148条及び第150条参照）

- ① 期日における手続は，裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は，発言を許し，又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が期日の指揮に関する裁判長の命令に対し異議を述べたときは，家庭裁判所は，その異議について裁判をするものとする。
- （注） 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規律を置くことについては，なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(4) 受命裁判官（新設）

家庭裁判所は、受命裁判官に期日における手続を行わせることのできるものとする。

【意見】賛成。

(5) 電話会議システム等（新設，民事訴訟法第170条第3項及び第4項参照）

① 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。

② 期日に出頭しないで①の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

（注） 証人尋問，当事者尋問及び鑑定人質問については，特則（第1の12(5)アによる民事訴訟法第204条，第210条及び第215条の3の準用）によることとし，この場合には，(5)の規律を適用しないものとしている。

【意見】賛成。

（一方の当事者の出席を要件とすることなく，電話会議システムによる手続を行うことができることを含め，賛成）

(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則（新設）

ア 申立書の写しの送付

家庭裁判所は，家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなときを除き，相手方に対し，申立書の写しを送付するものとする。ただし，家事審判事件の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は，申立書の写しの送付に代えて，適宜の方法により事件係属の通知を行うことができるものとする。

【意見】申立があった場合に，相手方に，通知する方法として申立書の送付によることとされたことについては，賛成。ただし，申立書は，申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合以外は，全て相手方に送付されるべきである。

【理由】相手方のある事件で，審判事件となっている以上，全ての事件は一定の紛争性を有しており，相手方当事者にとっては，申立人が行っている主張の内容を知ることが，反論をなす為に，是非とも必要なものである。また，反論をなさしめることは事案の妥当な解決の為に重要であり，円滑さと比較考量されるべきものではない。

イ 陳述聴取

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては，家庭裁判所は，家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなときを除き，当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 当事者に審問(第1の5(1)(注2)、第1部第1の10(2)(注3)参照)の申立権を付与するかどうかについては、なお検討するものとする。

【乙案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家庭裁判所は、家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当事者の陳述を聴く審問の期日を経なければ、審判をすることができないものとする。ただし、期日を経ることにより家事審判事件の申立ての目的を達することができない事情があるときは、当事者から陳述を聴取することをもって、これに代えることができるものとする。

【意見】 乙案に賛成。

ただし、必要的審問を、調停をすることが出来る事件という枠組みで以て定めるべきかについては、さらなる検討を要すると考える。

【理由】 相当程度紛争性の高い審判事件については、当事者間で十分な主張、立証を尽くさせる必要があり、書面審尋によらず、審問期日を開催し、口頭による主張と必要な場合には、証言をさせるべきものとする。よって、乙案に賛成する。ただし、相当程度の紛争性の高い事件が、調停をすることができる事件という枠組みで選別できないとも考えられ、この点は再考を要すると考える。

ウ 審問への立会い

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、その期日に立ち会うことができるものとする。

(注) 当該他の当事者が当該審問に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、例外とする方向で、なお検討するものとする。

【意見】 賛成。

ただし、事実の調査に支障を来すことを例外とするのではなく、事件の解決に支障を来す場合に限定して、例外を検討すべきである。

【理由】 当事者にとっては、対立する当事者が審問においていかなる陳述を行ったかは、これに対する反論、反証との関係で重要なことであり、このような立会権を認めることに賛成するものである。従って例外はなるべく限定されるべきで、対立当事者の立会により、当事者が威迫され陳述が出来なくなるなどの場合、それにより事件解決が困難となる場合に限定されるべきである。

エ 事実の調査の告知

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(注) 調停をすることのできない事項についての家事審判事件において、家

庭裁判所は、事実の調査の結果、審判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

オ 審理の終結

① 裁判長は、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

② 家庭裁判所は、終結した審理の再開を命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

カ 審判日

当事者が審判日を予測することができるようにするための規定（例えば、①審理の終結から一定期間内（例えば、2か月以内）に終局審判をする旨の規律又は②審理の終結時若しくはその後、審判日若しくはその予定時期を当事者に告知する旨の規律など）を置くものとする。

【意見】賛成。

なお、規定の内容は、①については、審理の終結から一定期間内（例えば、2月以内）に終局裁判を行う旨の規律とすべきであり、②については、審判日を当事者に告知する旨の規定を置くべきである。

【理由】終局裁判がいつ行われるかは、裁判を行っている当事者に非常に大きな利害関係があり、重大な関心事であることは当然であり、それを知らせることは裁判所の重要な責務である。終局裁判が行われる一定期間を示すことでは不十分であり、審判日を告知すべきである。従来、裁判に対する不服申立て期間は短く、年末や長期連休前に予告なく裁判の告知を受けて困惑することも多い。

告知した審判日より早く審判が可能であり、あるいは、遅くなる場合には変更した審判日を告知すればよい。審判日の告知を避けて、審判の予定時期を告知することとしても、予定時期だから変更されても告知の必要がないということとはできないから、およそ意味がない。

キ その他

（注）調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者照会制度（民事訴訟法第163条参照）に関する規律を置くものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】当事者照会制度に関する規律を置くべきである。

【理由】照会をなしうる事項について民事訴訟法と異なる規律が必要と思われる。

るが、当事者照会の途を用意するべきである。

(7) 裁判

ア 審判

(ア) 終局審判（新設、民事訴訟法第243条参照）

- ① 家庭裁判所は、家事審判事件が審判をするのに熟したときは、終局審判をするものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が審判をするのに熟したときは、その一部について終局審判をすることができるものとする。
- ③ ②は、手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が審判をするのに熟した場合について準用するものとする。

(イ) 中間審判（新設、民事訴訟法第245条参照）

- ① 家庭裁判所は、前提となる法律関係その他中間の争いについて、審判をするのに熟したときは、中間審判をすることができるものとする。
- ② 中間審判は、（カ）ただし書にかかわらず、審判書を作成して行わなければならないものとする。
- ③ 中間審判に対しては、独立して不服を申し立てることができないものとする。

(ウ) 自由心証主義（新設、民事訴訟法第247条参照）

家庭裁判所は、審判をするに当たり、審判手続の全趣旨並びに事実の調査及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実を認定することができるものとする。

(エ) 審判の告知（新設）

審判は、これを受ける者、当事者及び利害関係参加人に対し、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

(注) 当事者参加人は、当事者として審判の告知を受けることを前提としている。

(オ) 審判の効力発生時期（家事審判法第13条関係）

審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければ効力を生じないものとする。

(カ) 審判の方式（家事審判規則第16条関係）

審判は、審判書を作成してしなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない審判については、申立書又は調書に主文を記載することをもって、審判書の作成に代えることができるものとする。

(キ) 審判書（新設、民事訴訟法第253条第1項参照）

審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 主文
- b 理由の要旨
- c 当事者及び法定代理人
- d 裁判所

(ク) 終局審判の脱漏（新設、民事訴訟法第258条参照）

- ① 家庭裁判所が家事審判事件の一部について終局審判を脱漏したときは、家事審判事件は、その脱漏した部分については、なおその家庭裁判所に係属するものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判を脱漏したときは、家庭裁判所は、〔申立てにより又は〕職権で、その手続費用の負担について、裁判をするものとする。
- ③ ②の裁判〔及び②の申立てを却下した裁判〕に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ②による手続費用の負担の裁判は、終局審判に対し適法な即時抗告があったときは、その効力を失うものとする。この場合においては、抗告裁判所は、総手続費用について、その負担の裁判をするものとする。
- (注) 手続費用の負担の裁判の申立権(②)及びその申立てを却下した裁判に対する即時抗告権(③)については、第1の10(2)において甲案を採用した場合には、認めることになるが、乙案を採用した場合には、認めるか否かをなお検討するものとする。
- (ケ) 法令違反を理由とする変更の審判(新設、民事訴訟法第256条第1項参照)
家庭裁判所は、審判に法令の違反があることを発見したときは、その審判の告知を受ける者に最初に告知された日から1週間以内に限り、その審判を変更することができるものとする。ただし、審判が確定したとき、又は審判を変更するため事件につき更に審理をする必要があるときは、この限りでないものとする。
- (コ) 更正裁判(新設、民事訴訟法第257条参照)
- ① 審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正裁判をすることができるものとする。
- ② 更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、更正裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 原審判に対し適法な即時抗告があったときは、②及び③の即時抗告は、することができないものとする。
- (サ) 終局審判の効力(家事審判法第15条関係)
金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる終局審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。
- (シ) 戸籍の記載等の嘱託(家事審判法第15条の2関係)
戸籍の記載等の嘱託については、家事審判法第15条の2の規律を基本的に維持し、同様の規律を置くものとするを前提にして、所要の手当てをするものとする。

【意見】(エ)以外については、賛成。

(エ)については、相当と認める方法ではなく、審判書または(カ)でもってこれに代えたとされる書面の送付により、審判の告知をすべきである。

【理由】審判の内容は、これを受ける者、申立人、相手方及び参加人にとって、身分関係又は、財産関係に影響を及ぼすものであり、審判が、審判書又はそれに代わる書面にて為される以上、その書面の送付を以て行い、これら関係者の十分な理解を得る必要がある。

イ 審判以外の裁判

(ア) 審判の規律の準用（新設）

審判以外の裁判については、アの規律（（イ）、（オ）ただし書及び（カ）を除く。）を準用するものとする。

(イ) 判事補の権限（家事審判法第5条関係）

審判以外の裁判は、判事補が単独ですることができるものとする。

【意見】賛成。

(8) 裁判の取消し又は変更（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第19条関係）

ア 審判の取消し又は変更

① 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。

a 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

b 即時抗告をすることができる審判

② 取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 家庭裁判所は、①により審判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする
ことについては、なお検討するものとする。

【意見】反対。

【理由】裁判所の最終判断機能をゆるがすことにもなりかねず、審判決定の後に、同一の裁判所が、無条件にこれを覆す取消や変更を認めるべきではない。

イ 審判以外の裁判の取消し又は変更

(ア) 家事審判事件の手続の指揮に関する裁判（民事訴訟法第120条参照）

家事審判事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

(イ) 審判の取消し又は変更の準用

審判以外の裁判の取消し又は変更については、アの規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

(9) 取下げによる事件の終了（新設）

ア 取下げの要件

(ア) 終局審判前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、相手方が本案について陳述をした後においては、当該相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

【意見】 乙案に賛成。

ただし、調停をすることができる事項に限るべきかについては尚、検討を要する。

【理由】 相当程度紛争性の高い事件について、相手方が、反論している場合には、同人の利益を無視して、申立人に取下げを認めるのは妥当ではない。よって、乙案に賛成する。ただし、相当程度紛争性の高い事件が、調停をすることができる事件という枠組みで選別できないとも考えられ、この点は再考を要すると考える。

(イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があった後は、家事審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合は、この限りでないものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【丙案】

① 調停をすることができない事項についての家事審判事件においては、申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

② 調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、申立人は、申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

(注1) (ア)乙案、(イ)甲案及び丙案において、取下げの同意の擬制に関する規律（民事訴訟法第261条第4項及び第5項参照）を置くものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

(注2) 期日に出頭しない当事者等に対しては、取下げを擬制するものとする旨の規律（民事訴訟法263条後段参照）を置くものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

【意見】 甲案に賛成。

ただし、調停をすることができる事項に限るべきかについては、なお検討を要する。

【理由】 相当程度紛争性の高い事件について、相手方が、反論している場合には、同人の利益を無視して、申立人に取下げを認めるのは妥当ではない。また、調停をすることができない事件で終局審判の後に取り下げる必要があるとは思われない。よって、甲案に賛成する。ただし、相当程度紛争性の高い事件が、調停をすることができる事件という枠組みで選別できないとも考えられ、この点は再考を要すると考える。

イ 取下げの方式（民事訴訟法第261条第3項参照）

家事審判事件の申立ての取下げは、書面でしなければならないものとする。ただし、家事審判事件の手続の期日においては、口頭ですることを妨げないものとする。

【意見】 賛成。

ウ 取下げの効果（民事訴訟法第262条第1項参照）

家事審判事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

【意見】 賛成。

3 不服申立て等

(1) 審判に対する不服申立て（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第25条関係）

ア 抗告審の手続

（前注） 抗告審において、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告は、認めないことを前提としている。

（ア） 抗告裁判所の判断を受ける裁判（民事訴訟法第283条参照）

終局審判前の裁判は、抗告裁判所の判断を受けるものとする。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び即時抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでないものとする。

（イ） 抗告権の放棄（民事訴訟法第284条参照）

抗告をする権利は、放棄することができるものとする。

（ウ） 抗告提起の方式（民事訴訟法第286条参照）

① 抗告の提起は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 原審判の表示及びその審判に対し抗告をする旨

（エ） 原裁判所による抗告の却下（民事訴訟法第287条参照）

① 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、抗告を却下しなければならないものとする。

- ② ①による審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (オ) 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第288条参照）
- 2 (2) ウの規律は、抗告状が(ウ)②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。
- (カ) 抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条第1項参照）
- a 調停をすることができない事項についての家事審判事件
- 【甲案】
- 抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。
- 【乙案】
- 抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。
- (注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことを通知する方法を抗告状の写しの送付によりすることに限定することについては、なお検討するものとする。
- b 調停をすることができる事項についての家事審判事件
- 【甲案】
- 抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。
- (注) 抗告があったことを通知する方法を抗告状の写しの送付によりすることに限定することについては、なお検討するものとする。
- 【乙案】
- 抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告状の写しを送付しなければならないものとする。ただし、家事審判事件の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、抗告があったことを通知することをもって、これに代えることができるものとする。
- (キ) 陳述聴取（新設）
- a 調停をすることができない事項についての家事審判事件抗告裁判所は、原審の当事者及び審判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。
- (注) 利害関係参加人に対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。
- b 調停をすることができる事項についての家事審判事件
- 【甲案】
- 抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者の陳述を聴かななければならないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、原審の当事者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。

(注1) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、当事者の陳述を聴く審問の期日を経なければならないものとするか否かについて、なお検討するものとする。

(注2) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、利害関係参加人に対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

(ク) 抗告の取下げ（民事訴訟法第292条参照）

① 抗告は、抗告審の終局審判があるまで、取り下げることができるものとする。

② 2(9)イ及びウの規律は、抗告の取下げについて準用するものとする。

(ケ) 家庭裁判所の手続の規律の準用（民事訴訟法第297条参照）

2（家庭裁判所の手続）の規律は、特別の定めがある場合を除き、抗告審の手続について準用するものとする。

(コ) 原審の手続行為の効力（民事訴訟法第298条第1項参照）

原審においてした手続行為は、抗告審においてもその効力を有するものとする。

(サ) 抗告棄却（民事訴訟法第302条参照）

① 抗告裁判所は、原審判を相当とするとときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

② 原審判がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

(シ) 抗告権の濫用に対する制裁（民事訴訟法第303条参照）

① 抗告裁判所は、(サ)①により抗告を棄却する場合において、抗告人が手続の完結を遅延させることのみを目的として抗告を提起したものと認めるときは、抗告人に対し、抗告の提起の手数料として納付すべき金額の10倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとする。

② ①による裁判は、抗告に対する審判の主文に掲げなければならないものとする。

③ ①による裁判は、審判を変更する裁判の告知により、その効力を失うものとする。

④ 抗告裁判所である最高裁判所は、ウ(ア)の抗告又はエ(ア)の抗告を棄却する場合においても、①による裁判を変更することができるものとする。

(ス) 原審判が不当な場合の取消し（民事訴訟法第305条参照）

抗告裁判所は、原審判を不当とするとときは、これを取り消さなければならないものとする。

(セ) 原審の審判の手続が違法な場合の取消し（民事訴訟法第306条参照）

原審の審判の手続が法律に違反したときは、抗告裁判所は、原審判を取り消さなければならないものとする。

(ソ) 事件の差戻し（民事訴訟法第307条及び第308条参照）

- ① 抗告裁判所は、申立てを不適法として却下した原審判を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならないものとする。ただし、事件につき更に審理をする必要がないときは、この限りでないものとする。
- ② ①の場合のほか、抗告裁判所が原審判を取り消す場合において、事件につき更に審理をする必要があるときは、これを原裁判所に差し戻すことができるものとする。
- ③ 原裁判所における家事審判事件の手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その家事審判事件の手續は、これによって取り消されたものとみなすものとする。
- (タ) 抗告裁判所による審判（家事審判規則第19条第2項関係）
抗告裁判所は、事件を原裁判所に差し戻さないときは、自ら事件につき審判をしなければならないものとする。
- (チ) 原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）
抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。
- (注) 抗告裁判所は、管轄権を有しない裁判所が原審判をした場合には、その審判を必ず取り消さなければならないものとする。このことについては、なお検討するものとする。

【意見】（ア）～（オ）については賛成

【意見】（カ）aについては、乙案に賛成。なお、その通知については、抗告状の送付を以てなされるべきである。

【理由】（カ）aについては、抗告がなされたことは、相手方にとっても、原審判で認められた身分、財産関係が変更される可能性の発生を意味し、それを知ることは重要であるから乙案に賛成。さらに、抗告人の主張を知ることが、相手方の反論、反証にとって重要であり、抗告状の送付を以て、通知されるべきと考える。

【意見】（カ）bについては、相手方に、通知する方法として抗告状の送付によることとされたことについては、賛成。ただし、抗告状は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合以外は、全て相手方に送付されるべきである。

【理由】（カ）bについては、相手方のある事件で、審判事件となっている以上、全ての事件は一定の紛争性を有しており、相手方当事者にとっては、申立人が行っている主張の内容を知ることが、反論をなす為には、是非とも必要なものである。十分な反論をなさしめることは事案の妥当な解決の為にも重要であり、円滑さと比較考量されるべきものではない。

【意見】（キ）aについては、賛成

【意見】（キ）bについては、甲案に賛成。尚、意見聴取の機会については、審問の形をとるべきである。

【理由】相当程度紛争性が高く、かつ抗告も為されている事件では、紛争が具体的に深刻化しているものであり、抗告審が判断をする前に、抗告の相手方当事者の意見を、直接聞くことは、重要である。よって、必要的審

問の形で意見聴取されるべきと考える。

【意見】（ク）～（チ）については賛成

イ 即時抗告

（ア） 即時抗告の対象（家事審判法第14条関係）

- ① 家庭裁判所の審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができるものとする。

（イ） 即時抗告期間（家事審判法第14条及び家事審判規則第17条関係）

- ① 家庭裁判所の審判に対する即時抗告は、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② ①の即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が審判の告知を受ける者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合には申立人が告知を受けた日から、進行するものとする。ただし、特別の定めがあるときは、この限りでないものとする。

（注） 抗告期間経過後の抗告の追完（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第22条関係）については、手続行為の追完の規律（第1の11(3)オ）により対処することを前提としている。

（ウ） 家庭裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）

【甲案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。

【乙案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件における審判については、更正することができないものとする。

【意見】（ア）、（イ）について、賛成。（ウ）については、甲案にも乙案にも反対。

【理由】（ウ）について、相手方がある審判事件について、抗告に理由があるとして、原審裁判所に変更権を認める時は、先に有利な判断を得た当事者にとって、不利益を及ぼすこととなり、なされるべきではない。抗告に対する判断は抗告審に委ねるべきである。

ウ 特別抗告

（ア） 特別抗告の対象等（民事訴訟法第336条第1項参照）

家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の審判に対しては、その審判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

（イ） 特別抗告期間（民事訴訟法第336条第2項参照）

- (ア)の抗告（以下第２部において「特別抗告」という。）は、審判の告知を受けた日から５日の不変期間内にしなければならないものとする。
- (ウ) 審判の執行停止（民事訴訟法第334条第２項参照）
- 特別抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、特別抗告が係属する抗告裁判所（以下第２部において「特別抗告裁判所」という。）又は原審判をした裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判があるまで、原審判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。
- (注) 担保の規律については、所要の手当てをするものとする。
- (エ) 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第336条第３項、第314条第２項及び第288条参照）
- 特別抗告においては、ア(オ)による裁判長の職権は、原裁判所の裁判長が行うものとする。
- (オ) 特別抗告の理由の記載（民事訴訟法第336条第３項及び第315条参照）
- ① 抗告状に特別抗告の理由の記載がないときは、特別抗告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。
- ② 特別抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。
- (カ) 原裁判所による特別抗告の却下（民事訴訟法第336条第３項及び第316条参照）
- 原裁判所は、特別抗告人が(オ)①に違反して抗告理由書を提出せず、又は特別抗告の理由の記載が(オ)②に違反しているときは、特別抗告を却下しなければならないものとする。
- (キ) 調査の範囲（民事訴訟法第336条第３項及び第320条参照）
- 特別抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- (ク) 原審判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第336条第３項及び第321条第１項参照）
- 原審判において適法に確定した事実とは、特別抗告裁判所を拘束するものとする。
- (ケ) 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第336条第３項及び第322条参照）
- (キ)及び(ク)の規律は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しないものとする。
- (コ) 破棄差戻し等（民事訴訟法第336条第３項及び第325条参照）
- ① (ア)に掲げる事由があるときは、特別抗告裁判所は、原審判を破棄し、(サ)の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。
- ② 特別抗告裁判所は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がない場合であっても、審判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原審判を破棄し、(サ)の場合を除き、事件を原裁判所に差

し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができるものとする。

③ 特別抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。

④ 原審判に関与した裁判官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の審判に関与することができないものとする。

(サ) 破棄自判（民事訴訟法第336条第3項及び第326条参照）

次に掲げる場合には、特別抗告裁判所は、事件について審判をしなければならないものとする。

a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として審判を破棄する場合において、事件がその事実に基づき審判をするのに熟するとき。

b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として審判を破棄するとき。

【意見】賛成。

エ 許可抗告

(ア) 許可抗告の対象等（民事訴訟法第337条参照）

① 高等裁判所の審判（②の申立てについての審判を除く。）に対しては、ウ(ア)による場合のほか、その高等裁判所が②により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その審判が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

② ①の高等裁判所は、①の審判について、最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。

③ ②の申立てにおいては、ウ(ア)に掲げる事由を理由とすることはできないものとする。

④ ②の申立てについては、ウ(イ)、(エ)及び(オ)の規律を準用するものとする。

(イ) 抗告の許可（民事訴訟法第337条第6項及び第318条第3項参照）

(ア)②により抗告を許可する場合において、(ア)①の高等裁判所は、抗告許可の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができるものとする。

(ウ) 抗告の許可があった場合の手続（民事訴訟法第337条第4項から第6項まで参照）

① (ア)②により抗告の許可があった場合には、(ア)①の抗告（以下第2部において「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。

② 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

③ ②の規律の適用については、抗告許可の申立ての理由中(イ)により排除されたもの以外のものを許可抗告の理由とみなすものとする。

④ (ア)②により抗告の許可があった場合の手続については、ウ(ウ)及び(ク)から(サ)までの規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て（新設）

ア 不服申立ての対象

(ア) 原則

審判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 裁判所書記官の処分に対する不服申立て（民事訴訟法第121条参照）

① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。

② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(ウ) 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て（民事訴訟法第329条参照）

① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし、その裁判が家事審判事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

② ①の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

③ 最高裁判所又は高等裁判所に家事審判事件の抗告事件が係属している場合における①の規律の適用については、①のただし書中「家事審判事件が係属している裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

【意見】賛成。

イ 即時抗告期間（民事訴訟法第332条参照）

審判以外の裁判に対する即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。

【意見】賛成。

ウ 即時抗告に伴う執行停止

審判以外の裁判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しないものとする。

【意見】賛成。

エ 抗告審の手続、即時抗告、特別抗告及び許可抗告の規律の準用

審判以外の裁判に対する不服申立てについては、(1)ア（（カ）及び（キ）を

除く。）、イ(ウ)、ウ及びエの規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

4 再審（新設）

(1) 再審の事由（民事訴訟法第338条及び第339条参照）

（前注）再審の対象となる「確定した終局裁判」のうち、「確定した」とは、当事者による通常の不服申立ての手段が尽きたことをいい、職権による裁判の取消し・変更の余地があったとしても、「確定した」ということを妨げないものとするを前提としており、また、「終局裁判」には、審判以外の裁判（申立書却下命令、証拠調べに関する過料の裁判等）を含むことを前提としている。

- ① 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局裁判に対し、再審の申立てにより、不服を申し立てることができるものとする。ただし、再審の申立人が即時抗告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでないものとする。
- a 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
 - b 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したと。
 - c 法定代理権、任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - d 裁判に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - e 刑事上罰すべき他人の行為により、裁判に影響を及ぼすべき裁判の資料を提出することを妨げられたこと。
 - f 裁判の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - g 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が裁判の資料となったこと。
 - h 裁判の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - i 裁判に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - j 不服の申立てに係る裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果が前に確定した裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果と抵触すること。
- ② ① d から g までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の申立てをすることができるものとする。
- ③ 抗告審において事件につき終局裁判（抗告状を却下した場合及び抗告申立てが不適法であることを理由にして抗告を却下した場合を除く。）をしたときは、家庭裁判所の裁判に対し再審の申立てをすることができないものとする。
- ④ 終局裁判の基本となる裁判について①に掲げる事由がある場合（① d から

g までに掲げる事由がある場合にあっては、②の場合に限る。)には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を終局裁判に対する再審の理由とすることができるものとする。

【意見】賛成。

(2) 管轄裁判所（民事訴訟法第340条参照）

- ① 再審の申立ては、不服の申立てに係る終局裁判をした裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした終局裁判に対する再審の申立ては、上級の裁判所が併せて管轄するものとする。

【意見】賛成。

(3) 再審の手続（民事訴訟法第341条参照）

再審の手続については、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

(4) 再審期間（民事訴訟法第342条参照）

- ① 再審の申立ては、当事者が終局裁判の確定した後再審の事由を知った日から30日の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② 終局裁判が確定した日（再審の事由が終局裁判の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日）から5年を経過したときは、再審の申立てをすることができないものとする。
- ③ ①及び②の規律は、(1)①cに掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同jに掲げる事由を理由とする再審の申立てには、適用しないものとする。

【意見】賛成。

(5) 再審の申立書の記載事項（民事訴訟法第343条参照）

再審の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 不服の申立てに係る終局裁判の表示及びその終局裁判に対して再審を求める旨
- c 不服の理由

【意見】賛成。

(6) 不服の理由の変更（民事訴訟法第344条参照）

再審の申立てをした当事者は、不服の理由を変更することができるものとする。

【意見】賛成。

(7) 再審の申立ての却下等（民事訴訟法第345条参照）

- ① 裁判所は、再審の申立てが不適法である場合には、これを却下しなければならないものとする。
- ② 裁判所は、再審の事由がない場合には、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の申立てをすることはできないものとする。

【意見】賛成。

(8) 再審開始の裁判（民事訴訟法第346条参照）

- ① 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の裁判をしなければならないものとする。
- ② 裁判所は、①の裁判をする場合には、終局裁判の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

【意見】賛成。

(9) 即時抗告（民事訴訟法第347条参照）

- ① (7)①及び②並びに(8)①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② (8)①の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

【意見】賛成。

(10) 審理及び裁判（民事訴訟法第348条参照）

- ① 裁判所は、再審開始の裁判が確定した場合には、終局裁判に係る事件の審理及び裁判をするものとする。
- ② 裁判所は、①の場合において、終局裁判を正当とするときは、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、②の場合を除き、終局裁判を取り消した上、更に裁判をしなければならないものとする。
- ④ 終局裁判に即時抗告をすることができる者は、②により再審の申立てを棄却する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(11) 執行停止の裁判（民事訴訟法第403条第1項第1号及び第2項参照）

- ① 裁判所は、再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分取消しを命じることができるものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

【意見】賛成。

第3 審判前の保全処分に関する手続（総則）

（前注） 審判前の保全処分に関する手続については，以下に記載する規律のほかは，第2「家事審判に関する手続（総則）」に記載する規律（2(6)を除く。）が妥当することを前提としている。

1 通則

(1) 担保（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第4条関係）

- ① 2及び3により担保を立てるには，担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券（社債，株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならないものとする。ただし，当事者が特別の契約をしたときは，その契約によるものとする。

② ①の担保について，民事訴訟法第77条，第79条及び第80条の規定と同様の規律を置くものとする。

【意見】賛成。

(2) 記録の閲覧等（新設）

保全処分の事件の記録の閲覧等又は複製について，当事者から第2の1(5)ア①又は②の許可の申立てがあったときは，裁判所は，保全処分を受けるべき者に対して保全処分の事件が係属したことを通知するまで又は保全処分を告知するまでは，第2の1(5)ア③の規律にかかわらず，相当と認めるときに限り，記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。

（注） 調書の作成等（第2の1(4)）については，保全事件の手続の迅速性の要請から，民事保全規則第7条及び第8条を参考にして所要の手当て（調書の記載の省略など）をするものとし，その具体的内容は，なお検討するものとする。

【意見】賛成。

2 保全処分

(1) 管轄及び保全処分の要件（家事審判法第15条の3第1項及び第5項関係）

【甲案】

- ① 家庭裁判所は，家事審判事件が係属した場合においては，第4に定めるところにより，仮差押え，仮処分，財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には，当該高等裁判所が，①の保全処分を命ずるものとする。

【乙案】

家庭裁判所（本案の家事審判事件が家庭裁判所又は高等裁判所に係属している場合には、当該家庭裁判所又は高等裁判所）は、第4に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

【意見】 乙案に賛成。

家事事件、特に養育費仮払いの保全処分は子供の福祉の観点からすれば明らかに緊急を要する場合があります、本案提起を要件とすべきではない。民事保全法は、通常の経済取引関係にあって相手方（債務者）との間で予め紛争に備えて信用状況を把握している場合にすら、本案裁判の提起を要せずに発令されるものである。家事事件では親族間で予め紛争に備えて事前の準備をすることなど期待できないうえに、保全の債権者たるべき者は多くが弱い立場にある妻や子であり、緊急の必要時に負担を多くすべきではない。また、本案継続を理由に保全処分がなされないことに対し、それ自体を是正すべきとの意見はもっともであるが、今まで改善されてこなかった経緯に鑑み、改善の期待可能性はない。なお、起訴命令等の手当ては必要である。

(2) 審理手続

ア 申立て（家事審判規則第15条の2関係）

審判前の保全処分の申立ては、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならないものとする。

【意見】 賛成。

イ 裁判資料の収集（家事審判法第15条の3第3項及び家事審判規則第15条の2関係）

- ① 審判前の保全処分は、疎明に基づいてするものとする。
- ② 審判前の保全処分の申立てをした者は、第1の12(1)にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

【意見】 賛成。

ウ 審判

(ア) 裁判長の権限（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第15条関係）

審判前の保全処分は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が命ずることができるものとする。

【意見】 賛成。

(イ) 保全処分の担保（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第14条関係）

- ① 審判前の保全処分は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期

間内に担保を立てることを保全処分の執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで命ずることができるものとする。

- ② ①の担保を立てる場合において、遅滞なく1(1)①の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、申立人の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができるものとする。

【意見】賛成。

(ウ) 審判前の保全処分の効力及び執行（家事審判法第15条の3第4項及び第6項関係）

- ① 審判前の保全処分は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。
- ② 審判前の保全処分の執行及び効力は、民事保全法その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従うものとする。

【意見】条件付き賛成。成年後見人の解任のような解任類型の保全処分について、告知が困難な場合に必要な手当てが行われることを条件とする。

【理由】民事保全法は当事者への送達のみを要件としている（17条）ことの対比からも、審判の効力および執行について、一般的に相手方への告知を発令の要件としないことも考えられる。他方、成年後見開始の保全処分として財産管理者を選任するような選任類型では、選任されるものに告知される前に効力が生ずることは避けなければならない。逆に、解任類型の保全処分では、解任される者の所在不明、受取拒否などにより告知ができず、効力が生じないことも避けなければならない。そこで、解任類型の保全処分について告知が困難な場合に必要な手当てが行われること（中間試案105頁（注3）は、そのような手当てをすることについて検討する、としている）を条件として、「受ける者への告知」により効力を生ずることに賛成する。

エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則（家事審判法第15条の3第7項関係）

民事保全法第20条から第24条までと同様の規律を置くものとする。

- （注）同様の規律を置くものとした民事保全法第20条から第24条までのうち、同法第23条第4項の部分については、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならないとする規律に代えて、保全処分の相手方（審判を受けるべき者）の陳述を聴かなければならないものとする規律を置くことを前提としている。

【意見】賛成。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象等（家事審判規則第15条の3第1項及び第2項関係）

- ① 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる保全処分の申立てを除くものとする。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるもの

とする。

a 後見、保佐若しくは補助開始、夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割又は遺産分割の審判前の財産管理者選任又は財産の管理等に関する指示

b 特別養子縁組の成立及び離縁、親権若しくは管理権の喪失、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人若しくは遺言執行者の解任又は親権者の指定若しくは変更の審判前の職務代行者の選任

② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（① a 及び b に掲げる保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の3第3項及び第4項並びに第15条の2第2項及び第3項関係）

① 即時抗告に伴う執行停止の申立てをした者は、第1の12(1)にかかわらず、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害が生ずるおそれがあることを疎明しなければならない。

② ①の疎明があったときは、高等裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができるものとする。

③ 裁判所は、①の申立てについて裁判をするに当たり、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査又は証拠調べをすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 原状回復の裁判（家事審判規則第15条の5及び民事保全法第33条関係）

原審判に基づき、原審の申立人が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、抗告人の申立てにより、原審判を取り消す裁判において、原審の申立人に対し、原審の相手方が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、原審の相手方が支払った金銭の返還又は原審の申立人が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

3 保全処分の取消し

(1) 管轄及び保全処分の取消しの要件（家事審判法第15条の3第2項及び第5項並びに家事審判規則第15条の4関係）

- ① 審判前の保全処分が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、保全処分をした家庭裁判所は、本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者の申立てにより、又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。
- ② 家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、①による審判を行うものとする。

【意見】賛成。

(2) 審理手続

ア 申立て及び裁判資料の収集（家事審判法第15条の3第3項並びに家事審判規則第15条の4第2項及び第15条の2関係）

審判前の保全処分の取消しについては、2(2)ア及びイの規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

イ 審判

(ア) 審判の効力及び執行（家事審判法第15条の3第4項及び第7項並びに民事保全法第34条関係）

- ① 審判前の保全処分を取り消す審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。
- ② 裁判所は、審判前の保全処分を取り消す審判において、その告知を受けた日から2週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその審判の効力が生じない旨を宣言することができるものとする。ただし、その審判に対して即時抗告をすることができないときは、この限りでないものとする。

(イ) 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第33条関係）

審判前の保全処分に基づき、保全処分の申立人が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、保全処分の取消しを申し立てた者の申立てにより、審判前の保全処分を取り消す審判において、保全処分の申立人に対し、保全処分の相手方が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、保全処分の相手方が支払った金銭の返還又は保全処分の申立人が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象（家事審判規則第15条の4第2項関係）

- ① 審判前の保全処分の取消しの申立人は、申立て（2(3)ア①a及びbに掲げる保全処分の取消しの申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 審判前の保全処分の申立人は、保全処分を取り消す審判（(2)イ(イ)の審判を含む。ただし、2(3)ア①a及びbに掲げる保全処分を取り消す審判を除く。）に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の4第2項関係）

即時抗告に伴う執行停止については、2(3)イの規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

ウ 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第33条関係）

審判前の保全処分の取消しの申立てを却下する審判に対する即時抗告に基づき審判前の保全処分を取り消す場合については、(2)イ(イ)の規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）

（前注1） 「陳述聴取」等では、申立人及び相手方（当事者として参加した者を含む。）について原則として陳述の機会が与えられることを前提にして、それ以外の者について陳述を聴取すべきであるか否かについて検討している。

（前注2） 「審判の告知」等では、第2の2(7)ア(エ)のとおり、審判を受ける者（家事審判法第13条）、当事者及び利害関係参加人が原則として審判の告知を受ける者であることを前提にして、その特則を設けるべきか否かについて検討している。

（前注3） 「即時抗告」では、即時抗告権者はすべて各則に記載することを前提にして、検討している。

（前注4） 各類型における具体的な事件及び審判を受けるべき者（その意味については、第1の7(1)の（注3）参照）については、別表を参照していただきたい。

1 成年後見に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第22条、第82条、第86条、第92条第2項及び第73条関係）

① 民法第7条の規定による後見開始の審判事件は、成年被後見人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 成年後見に関する審判事件（①に掲げるものを除く。）は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、①の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】成年後見に関する審判事件については、手続終了まで継続して単一の裁判所が一体的に管理すべきであり、成年被後見人の住所地に関わらず、成年後見開始の審判をした家庭裁判所が一元的に管轄すべきである。

(2) 手続行為能力（新設）

成年被後見人となるべき者又は成年被後見人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第7条の規定による成年後見開始の審判事件
- b 民法第10条の規定による成年後見開始の取消しの審判事件
- c 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び同法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判事件
- d 民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件
- e 民法第863条の規定による成年後見の事務の報告、財産の目録の提出、後見の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件

【意見】賛成。

【理由】成年被後見人となるべき者又は成年被後見人は、意思能力を有する限り、自身で申立を行うことができる点を確認した点は、自己決定の点から評価しうるものである。

(3) 精神状況に関する意見聴取等

ア 成年後見開始の審判事件（家事審判規則第24条関係）

【甲案】

家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

(注) 「その他適当な者の意見」を除外し、医師の診断の結果に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

【意見】乙案に賛成。

【理由】成年後見開始決定は、成年被後見人の行為能力を制限することにもなるので、慎重にする必要がある。よって、虚偽の意見表明について刑事罰のある鑑定によるべきである。ただし、現行法下同様、形式的（簡易な）鑑定手続をとるとの運用で、審理の迅速化を図り、費用の多額化の問題を回避すべきである。

なお、精神状況については、医学的な視点から判断されるものがあるので、鑑定は医師に限定されるべきである。なお、この医師は、事理弁識能力に争いがある場合を除き、原則として、神経科等専門医に限定される必要はなく主治医である内科等の医師で足りるとすべきである。

もし、甲案が取られる場合、求めるべき意見は「その他適用な者」ではなく、医師の診断の結果である必要があり、それは、鑑定として行われない以上、乙案におけるよりも強い要請である。

イ 後見開始の審判の取消しの審判事件（新設）

家庭裁判所は、成年後見開始の審判を取り消すには、成年被後見人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

（注） 「その他適当な者の意見」を除外し、医師の診断の結果に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】 医師の診断結果に限定すべきである。

【理由】 成年後見開始の取消しの審判は、成年被後見人が精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある状態でなくなることが要件であり、一度、精神上の障害が存するとされた者の回復の判断については、医師の専権に係る事項であるので、取り消し審判においても、医師の意見を聴くことを必要とすべきである。

(4) 陳述聴取等（家事審判規則第25条、第83条、第86条、第92条及び第76条関係）

- ① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その心身の障害により陳述を聴くことができないときは、この限りでないものとする。
- a 民法第7条の規定による成年後見開始の審判
成年被後見人となるべき者
 - b 民法第10条の規定による成年後見開始の取消しの審判
成年被後見人及び成年後見人
 - c 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び同法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判
成年被後見人となるべき者又は成年被後見人
 - d 民法第846条の規定による成年後見人の解任の審判
成年後見人
 - e 民法第852条が準用する同法第846条の規定による成年後見監督人の解任の審判
成年後見監督人
- ② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならないものとする。

- | | | |
|---|------------------------------------|------------------------------|
| a | 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任の審判 | |
| b | 民法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判 | 成年後見人となるべき者
成年後見監督人となるべき者 |

【意見】賛成。

(5) 審判の告知等

ア 後見開始の審判事件における成年被後見人となるべき者に対する告知〔通知〕の特則（家事審判規則第26条第2項関係）

（前注） 後見開始の審判において、成年被後見人となるべき者は、審判を受ける者であるから、第2の2(7)ア（エ）によれば審判の告知を受けることになるが、【甲案】及び【乙案】は、その特則について検討するものである。

【甲案】

後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に対し、告知〔通知〕しなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者が心身の障害により審判の告知を受けることができないときは、この限りでないものとする。

【乙案】

後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に対し、常に、告知〔通知〕しなければならないものとする。

（注1） この中間試案第2部においては、審判を知らせる場合には「告知」、事実を知らせる場合には「通知」（第1の9(7)、第2の3(1)ア(カ)など）の用語を用いているが、審判の受領能力の要否により「告知」と「通知」を区別すべきであるとの立場から、成年被後見人となるべき者には審判の受領能力がない場合が多いので、同人に審判を知らせることについては「通知」（家事審判規則第26条第2項）の用語を用いるべきとの意見がある。そこで、この点については、なお検討するものとして、亀甲括弧を付している。

（注2） 成年後見人及び成年後見監督人の選任及び解任の審判を成年被後見人となるべき者又は成年被後見人に告知〔通知〕すべきであるかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】乙案に賛成。

【理由】成年被後見人であっても、常に受通知能力がないわけではなく、また、意思能力があるにもかかわらず審判された場合に争う機会は常に必要であるので、後見開始の審判がなされたことは、常に成年被後見人に知らせるべきである。ただし、告知とすると即時抗告期間の起算が開始するので、通知とすべきである。

イ 後見開始の審判事件及び後見開始の審判の取消しの審判事件（家事審判規

則第26条第1項及び第28条第1項関係)

次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知しなければならないものとする。

a 民法第7条の規定による後見開始の審判

民法第843条第1項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

b 民法10条及び第19条第2項の規定による後見開始の審判の取消しの審判

成年後見人及び成年被後見人

【意見】賛成。

(6) 即時抗告

ア 後見開始についての審判(家事審判規則第27条関係)

① 民法第7条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者(申立人を除く。)は、成年後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、成年被後見人及び審判の告知を受けない者が提起する即時抗告の期間は、成年後見人に選任される者に対する告知があった日(複数ある場合には、そのうち最も遅い日)から進行するものとする。

② 申立人は、成年後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判事件(家事審判規則第28条第2項関係)

民法第10条に掲げる者は、成年後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 成年後見人解任についての審判(家事審判規則第87条関係)

① 成年後見人は、成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

エ 成年後見監督人解任についての審判(家事審判規則第92条第2項及び第87条関係)

- ① 成年後見監督人は、成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】 賛成。

(7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 成年後見開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、後見開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

後見開始の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】 甲案をもって賛成とする。

【理由】 申立人が自ら成年後見人に選任される見込みがないことを不満に申立てを取り下げる場合など、保護の必要性があるにもかかわらず取下げを認めることは相当でない。すなわち、一度、申立があつて、本人に自己決定権や福祉サービスの受給につき不足が生じているなど保護の必要性があることを裁判所が認識していながら、申立が取り下げられたことから、本人がそれらの保護を受けられないことは相当でない。特に、申立人が本人の財産を費消していることが発覚した場合に取下げを認めるのは大きな問題がある。

成年後見開始の申立ては、職権で認められていないが、これは一定程度責任ある地位にある者に申立てを限定すべきとする趣旨であり、成年後見は本人の利益を擁護するための制度であり、申立人に独自の利益があるものではないから、申立てられ事件の取下げを制限することと職権による手続開始ができないことは矛盾しない。取下げを認めないのであるから、申立人は存在するので、事件の立件の関係からも問題はない。

乙案をとる場合、取下げられると市町村長の申立を促すことで足りるとするが、通常、裁判所が決定や判決以外で、他機関に職権発動を促す機能を有しないし、取下げを認めて、市町村長に裁判所が資料提供を行い、申立てを求めるというのは極めて迂遠であるので、甲案により、取下げ制限をすべきである。

イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

【甲案】

民法第843条第2項、第845条及び第851条第2号の規定により、成年後見人が欠けたことを理由に成年後見人選任の申立てをした者は、〔辞任した成年後見人、成年後見監督人及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は、〕裁判所の許可を得ない限り、成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

成年後見人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】 甲案の亀甲括弧に限定する案に賛成である。

【理由】 確かに、必要があれば裁判所は職権で成年後見人を選任することができる（民法843条2項）ので、取下げ制限をする必要がないが、申立て義務者が申立てをした場合には、特別な理由がない限り取下げを認めるべきではないので、甲案の限定案をもって相当とした。

(8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査

ア 成年後見人及び成年後見監督人に対する指示（家事審判規則第84条及び第92条第1項関係）

家庭裁判所は、いつでも、成年後見人及び成年後見監督人に対し成年被後見人の療養看護、その財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとする。

【意見】 賛成。

イ 成年後見の調査（家事審判規則第88条関係）

① 家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務の調査若しくは成年被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。

② 家庭裁判所は、①により調査をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(注) 成年後見人解任事由の報告等については、家事審判規則第86条の2、第89条及び第92条第1項と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】 賛成。

(9) 審判前の保全処分

ア 成年後見開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

① 「後見開始の審判の申立てがあった場合において、」成年被後見人となるべき者の財産の管理又は成年被後見人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、成年後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人

に対し、成年被後見人となるべき者の財産の管理若しくは成年被後見人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。

② 「後見開始の審判の申立てがあった場合において、」成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、「当該申立てをした者の」申立てにより、成年後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができるものとする。

③ ②の規定による審判（以下「後見命令の審判」という。）があったときは、成年被後見人となるべき者及び財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(注) ①及び②の各亀甲括弧のうち、各1番目の亀甲括弧は、保全処分の要件として、本案事件が係属していることが必要か否かについて、第3の2(1)において両案を併記していることに対応するものであり、各2番目の亀甲括弧は、本案事件の係属を保全処分の申立ての要件とした場合に、保全処分の申立てをすることができる者を本案事件の申立人に限定すべきであるか否かについて、なお検討する趣旨のものである。

(イ) 陳述聴取

家庭裁判所は、後見命令の審判をするには、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりこれを行うことができないとき又はその陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則

後見命令の審判は、財産の管理者に対する告知（複数ある場合には、そのうち最も早い告知）によって、効力を生じるものとする。

(注) 後見命令の審判を成年被後見人となるべき者に対して告知〔通知〕することについては、成年後見開始の審判の規律と同様とするものとする（(5)ア参照）。

(エ) 財産の管理者の権限等

財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び「5財産の管理に関する審判事件」の「(5) 財産管理者等の権限等」の規律を準用するものとする。

①【意見】賛成。

亀甲括弧については、後見開始の審判申立がなされることを要件とすべきである

【理由】後見開始前の保全処分は、保全処分のみによって（話し合い等により）目的を達することはありえないのであるから、後見開始の審判前の保全処分については、本案の申立を行うことを要件とするべきである。

職権による保全処分を行うためにも、本案の申立がなされることを

要する。

②【意見】保全処分の効力発生時期は、管理者への告知とすべきである。

【理由】被後見人の受告知能力に問題があることから、管理者への告知を保全処分の効力発生時期と明記すべきである。

イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容

〔成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件が係属した場合において、〕成年被後見人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、成年後見人又は成年後見監督人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人又は成年後見監督人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により成年後見人又は成年後見監督人の職務執行を停止するには、第3の2(2)エにより、当該成年後見人又は成年後見監督人の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(注3) 成年後見人等が所在不明である、又は審判書の受取りを拒否しているなどの理由により職務執行停止の審判を当該成年後見人等に対し告知することが困難である場合について、保全処分の効力が生じないことによる不都合を回避するために必要な手当てをすることについては、なお検討するものとする。

(イ) 職務代行者の改任等

① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)(1)により解任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】賛成。

亀甲括弧については、本案の申立てを要件とすべきである。

(注3)については、申立人への告知がなくても発令により当然に効力が生ずるものとすべきである。

【理由】職権による保全処分がありうるので、申立人への告知を要件とすることはできず、発令により当然に効力が生ずるとする必要がある。

2 保佐に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第29条、第93条第1項及び第3項並びに第73条関係）

① 民法第11条の規定による保佐開始の審判事件については、被保佐人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 保佐に関する審判事件（①に掲げるものを除く。）は、保佐開始の審判

をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、①の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】保佐に関する審判事件については、手続終了まで継続して単一の裁判所が一体的に管理すべきであり、被保佐人の住所地に関わらず、補佐開始の審判をした家庭裁判所が一元的に管轄するべきである。

(2) 手続行為能力（新設）

被保佐人となるべき者又は被保佐人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件
- b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判事件
- c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判事件
- d 民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判事件
- e 民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 取消しの審判事件
- f 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判事件
- g 民法第876条の2第2項及び第876条の3第2項が準用する同法第846条の規定による保佐人及び保佐監督人の解任の審判事件
- h 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判事件
- i 民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件
- j 民法第876条の5第2項が準用する同法第863条の規定による保佐の事務の報告、財産の目録の提出、保佐の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の保佐の事務に関する処分 of 審判事件

【意見】賛成。

(3) 精神の状況に関する意見聴取等

ア 保佐開始の審判事件（家事審判規則第30条の2及び第24条関係）

成年後見開始の審判事件と同様とするものとする（1(3)ア参照。）。

【意見】成年後見と同様である。

イ 保佐開始の審判の取消しの審判事件（新設）

成年開始の取消しの審判事件と同様とするものとする（1(3)イ参照。）。

【意見】成年後見と同様である。

- (4) 陳述聴取等（家事審判規則第30条の2、第25条、第93条第2項、第83条、第93条第3項及び第76条関係）

- ① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。
- a 民法第11条の規定による保佐開始の審判
被保佐人となるべき者
 - b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判
被保佐人となるべき者又は被保佐人
 - c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判
保佐人
 - d 民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判
被保佐人及び保佐人
 - e 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び同法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判
被保佐人となるべき者又は被保佐人
 - f 民法第876条の2第2項が準用する同法第846条の規定による保佐人の解任の審判
保佐人
 - g 民法第876条の3第2項が準用する同法第846条の規定による保佐監督人の解任の審判
保佐監督人
- ② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。
- a 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任の審判
保佐人となるべき者
 - b 民法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判
保佐監督人となるべき者

【意見】 賛成。

- (5) 審判の告知（家事審判規則第30条の3、第30条の5及び第30条の6第1項関係）

- 次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知しなければならないものとする。
- a 民法第11条の規定による保佐開始の審判
民法第876条の2第1項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人
 - b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の

定めの審判

保佐人及び保佐監督人（保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判と同時に保佐人又は保佐監督人を選任する審判をする場合にあっては、保佐人又は保佐監督人となるべき者）

- c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判

保佐人及び保佐監督人

- d 民法第14条第1項及び第19条の規定による保佐開始の審判の取消しの審判

保佐人及び保佐監督人

- e 民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の
定めの取消しの審判

保佐人及び保佐監督人

- f 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判
被保佐人及び保佐監督人（保佐人に代理権を付与する旨の審判と同時に
保佐監督人を選任する審判をする場合にあっては、保佐監督人となるべき者）

- g 民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判
の取消しの審判

被保佐人及び保佐監督人

(注) 保佐人及び保佐監督人の選任及び解任の審判を被保佐人となるべき者
又は被保佐人に告知することについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(6) 即時抗告

ア 保佐開始についての審判（家事審判規則第30条の4及び第27条第2項関係）

- ① 民法第11条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に
掲げる者（申立人を除く。）は、保佐開始の審判に対し、即時抗告をすること
ができるものとする。この場合において、被保佐人及び審判の告知を受け
ない者が提起する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者及び民法第871条
の2第1項の規定により保佐人に選任される者に対する告知があった日（複
数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、保佐開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をす
ることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判（家事審判規則第30条の
6第2項関係）

民法第14条第1項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却下す
る審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 保佐人の同意を得なければならない行為の定め（新設）の審判

被保佐人（申立人を除く。）は、保佐人の同意を得なければならない行為の
定めの審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

エ 保佐人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

- ① 保佐人は、保佐人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族は、保佐人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

オ 保佐監督人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

- ① 保佐監督人は、保佐監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
 - ② 申立人並びに被保佐人及びその親族は、保佐監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- （注） 申立人は、保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 保佐開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、保佐開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

保佐開始の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】甲案に賛成。

【理由】成年後見と同様である。

イ 保佐人が欠けた場合の保佐人選任の審判事件

【甲案】

保佐人が欠けたことを理由にして保佐人選任の申立てをした者は、〔辞任した保佐人、保佐監督人は、〕裁判所の許可を得ない限り、保佐人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

（注） 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

保佐人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】 亀甲括弧内に限定して、甲案をもって賛成する。

【理由】 成年後見と同様である。

(8) 保佐人等に対する指示及び保佐の調査

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査と同様とするものとする（1(8)参照）。

【意見】 賛成。

(9) 審判前の保全処分

ア 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第30条第1項、第2項及び第5項関係）

① 「保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、」被保佐人となるべき者の財産の管理又は被保佐人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、「当該申立てをした者の」申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被保佐人となるべき者の財産の管理若しくは被保佐人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。

② 「保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、」被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、「当該申立てをした者の」申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為に限る。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができるものとする。

③ ②の規定による審判（以下「保佐命令の審判」という。）があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為に限る。）を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(注) ①及び②の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)(注)と同じ。

(イ) 陳述聴取（新設）

家庭裁判所は、保佐命令の審判をするには、被保佐人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則（家事審判規則第30条第3項及び第4項関係）

【甲案】

保佐命令の審判の効力発生時期については、特則を置かず、第3の2(2)ウ(ウ)により、審判を受ける者である被保佐人となるべき者に審判を告知することによってその効力を生ずるものとする。

【乙案】

保佐命令の審判の効力発生時期については、第3の2(2)ウ(ウ)の特則を置き、保佐命令の審判は、被保佐人となるべき者に対する告知又は財産の管理者に対する告知(複数ある場合には、そのうち最も早い告知)によってその効力を生ずるものとする。

(注) (ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。なお、被保佐人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、第2の3(1)イ(イ)②ただし書の「特別の定め」として、被保佐人となるべき者及び財産の管理者に対し告知があった日(複数ある場合には、そのうち最も遅い日)から起算するものとする。

(エ) 財産の管理者の権限等(家事審判法第16条並びに家事審判規則第30条第6項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係)

財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

① **【意見】** 本案係属を要件とする。

【理由】 成年後見と同様である。

② **【意見】** 乙案に賛成。

【理由】 効力発生時期については、緊急性があることもあり、被保佐人が審判書の受領を拒否することもあると考えられるので、乙案に賛成する。

イ 保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分(家事審判規則第93条第3項、第74条及び第75条関係)

成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と同様とするものとする(1(9)イ参照)。

【意見】 賛成。

3 補助に関する審判事件

(1) 管轄(家事審判規則第30条の7、第93条第1項及び第3項並びに第73条関係)

① 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判事件については、被補助人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 補助に関する審判事件(①に掲げるものを除く。)は、補助開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が補助開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄とするものとする。ただし、①の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】補助に関する審判事件については、手続終了まで継続して単一の裁判所が一体的に管理すべきであり、被補助人の住所地に関わらず、補助開始の審判をした家庭裁判所が一元的に管轄するべきである。

(2) 手続行為能力（新設）

被補助人となるべき者又は被補助人は、次に掲げる事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第15条の規定による補助開始の審判
- b 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め of 審判事件
- c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判事件
- d 民法第18条第1項又は同条第3項の規定による補助開始の取消しの審判事件
- e 民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め of 取消しの審判
- f 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び同法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判事件
- g 民法第876条の7第2項及び同法第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補助人及び補助監督人の解任の審判事件
- h 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判事件
- i 民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件
- j 民法第876条の10第1項が準用する同法第863条の規定による補助の事務の報告、財産の目録の提出、補助の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の補助の事務に関する処分 of 審判事件

【意見】賛成。

(3) 精神の状況に関する意見聴取

家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、被補助人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

【意見】成年後見と同様である。

(4) 陳述聴取等（家事審判規則第30条の10、第25条、第93条第2項、第83条、第93条第3項及び第76条関係）

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。

民法第15条第1項の規定による補助開始の審判

被補助人となるべき者

- b 民法第18条第1項又は第3項の規定による補助開始の取消しの審判
被補助人及び補助人
 - c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判
補助人
 - d 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び同法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判
被補助人となるべき者又は被補助人
 - e 民法第876条の7第2項が準用する同法第846条の規定による補助人の解任の審判
補助人
 - f 民法第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補助監督人の解任の審判
補助監督人
- ② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならないものとする。
- a 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任の審判
補助人となるべき者
 - b 民法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判
補助監督人となるべき者

【意見】賛成。

- (5) 審判の告知（家事審判規第30条の11、第30条の13及び第30条の14第1項関係）

- 次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知しなければならないものとする。
- a 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判
民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人
 - b 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め
補助人及び補助監督人（補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判と同時に補助人又は補助監督人を選任する審判をする場合にあっては、補助人又は補助監督人となるべき者）
 - c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判
補助人及び補助監督人
 - d 民法第18条第1項若しくは第3項又は同法第19条の規定による補助開始の審判の取消しの審判
補助人及び補助監督人
 - e 民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の

定めの審判の取消しの審判

補助人及び補助監督人

- f 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判
被補助人及び補助監督人（補助人に代理権を付与する旨の審判と同時に
補助監督人を選任する審判をする場合にあっては、補助監督人となるべき者）
- g 民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

被補助人及び補助監督人

(注) 補助人及び補助監督人の選任及び解任の審判を被補助人又は被補助人となるべき者に告知することについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(6) 即時抗告

ア 補助開始についての審判（家事審判規則第30条の12及び第27条第2項関係）

- ① 民法第15条第1項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、被補助人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、被補助人となるべき者及び民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、補助開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判（家事審判規則第30条の14第2項関係）

民法第18条第1項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 補助人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

- ① 補助人は、補助人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族は、補助人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

エ 補助監督人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

- ① 補助監督人は、補助監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人並びに被補助人及びその親族は、補助監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- (注) 申立人は、補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】 賛成。

(7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 補助開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、補助開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

補助開始の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】 甲案をもって賛成とする。

【理由】 成年後見と同様である。

イ 補助人が欠けた場合の補助人選任の審判事件

【甲案】

補助人が欠けたことを理由にして補助人選任の申立てをした者は、〔辞任した補助人、補助監督人は、〕裁判所の許可を得ない限り、補助人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

補助人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】 甲案をもって賛成とする。

【理由】 成年後見と同様である。

(8) 補助人等に対する指示及び補助の調査（家事審判規則第93条第2項、第84条、第86条の2、第93条の2及び第93条の3条関係）

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査と同様とするものとする（1(8)参照）。

【意見】 賛成。

(9) 審判前の保全処分（家事審判規則第30条の8、第93条第3項、第74条及び

第75条関係)

補助開始の審判事件を本案とする保全処分については保佐開始の審判事件を本案とする保全処分と、補助人又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分については保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と、それぞれ同様とするものとする(2(9)参照)。

【意見】保佐と同様である。なお、補助開始の審判事件を本案とする保全処分の効力発生時期は、被補助者となるべきものの審判書の受領拒否は想定できないので、保佐と同じ規律とする必要はなく、審判を受ける者への告知としても差し支えない。

4 失踪の宣告に関する審判事件

(1) 管轄(家事審判規則第38条関係)

- ① 民法第30条の規定による失踪宣告の審判事件は、不在者の従来の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第32条第1項の規定による失踪宣告の取消しの審判事件は、失踪者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】特に①に関し、失踪者の現在の住所が明らかになることはなく現行家事審判規則38条は機能していないと思われるため、従来の住所地とするのが妥当。

(2) 審判の告知(新設)

(前注) 失踪の宣告をする審判における不在者及び失踪の宣告を取り消す審判における失踪者は、審判を受ける者であるから、第2の2(7)ア(エ)によれば審判の告知を受けることになるが、(2)は、その特則について検討するものである。

- ① 失踪の宣告をする審判は、不在者に対し、告知することを要しないものとする。
- ② 失踪の宣告を取り消す審判は、事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り、審判を受ける者である失踪者に対し、告知しなければならないものとする。
- (注1) 失踪の宣告をする審判は、不在者の相続人に対し、告知するものとするについては、なお検討するものとする。
- (注2) 失踪の宣告を取り消す審判は、失踪者の相続人に対し、告知するものとするについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

ただし、利害関係にある者が記録上から明らかであり、不在者の相続人の権利関係に影響するので、告知(通知)すべきである。なお、人事訴訟法228条も、記録上明らかな利害関係人に通知する規定をおいている。

(3) 即時抗告

ア 失踪の宣告についての審判（家事審判規則第42条及び第27条第2項関係）

- ① 不在者及び利害関係人（申立人を除く。）は、失踪の宣告をする審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、失踪の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 失踪の宣告の取消しについての審判（家事審判規則第43条関係）

- ① 利害関係人（申立人を除く。）は、失踪の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 失踪者及び利害関係人は、失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(4) 公示催告手続（家事審判規則第39条から第41条まで関係）

- ① 失踪の宣告をするには、公示催告の手続を経なければならないものとする。
- ② 公示催告期間は、民法第30条第1項の場合には3か月以上、同条第2項の場合には1か月以上でなければならないものとする。
- ③ 公示催告の公示は、公告の方法とするものとする。
（注1） 公告は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によってするものとする（ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、日刊新聞紙にも掲載して公告することを命ずることができるものとする。）ことが考えられる。
（注2） 公示催告の記載事項については、家事審判規則第40条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】反対。

【理由】現行法通りの6カ月、3カ月の期間を設けるべきである。なぜなら、失踪宣告は権利関係の著しい変動を生じるので慎重に行うべきであり、後に取り消され復権するとしても、権利関係が煩雑になるからである。

(5) その他

- （注） 不在者又は失踪者は、失踪の宣告に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

5 財産の管理に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第31条、第68条、第60条、第52条第2項、第82条、第90条、第91条及び第99条関係）

- ① 民法第25条から第29条までの規定による不在者の財産の管理に関する処分
の審判事件は、不在者の従来の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が子に与えた財産

の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。

③ 民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

④ 民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が成年被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件は、〔成年被後見人の住所地の家庭裁判所〕〔後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）〕の管轄とするものとする。

(注) ④の管轄裁判所については、亀甲括弧を付した家庭裁判所のいずれが相当か、なお検討するものとする。

⑤ 民法第895条の規定による遺産の管理に関する処分の審判事件は、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。ただし、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示し、又は廃除を取り消す意思表示した場合において、廃除又は廃除の取消しの審判の申立てがされていないときは、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

⑥ 民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件並びに同法第952条、第953条及び第958条の規定による相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理に関する処分の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

⑦ 民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理に関する処分の審判事件は、相続財産の分離に関する審判事件が係属している裁判所（相続財産の分離を命ずる審判確定後は同審判を命じた家庭裁判所。抗告裁判所が相続財産の分離を命ずる審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。

【意見】①について、賛成。

【理由】不在者について現在の住所地が明らかになることはまずなく、現行家事審判規則31条は機能していないと思われる。従来の住所地に残された財産の管理を行う目的からしても、従来の住所地とするのが相当である。

【意見】②について、賛成。

【理由】現行法を維持することに特に問題はない。

【意見】③について、賛成。

【理由】現行法を維持することに特に問題はない。

【意見】④について、後見開始の審判をした家庭裁判所とすることに賛成。

【理由】成年後見に関する手続については、成年後見開始の審判をした家庭裁

判所で一元的に管理すべきであり、成年後見開始の審判をした家庭裁判所の管轄とすべき。

【意見】⑤について、賛成。

【理由】既に推定相続人の廃除又は廃除の取消の審判が係属している場合には当該家庭裁判所で一体的に管理するほうが合理的である。

【意見】⑥について、賛成である。

【理由】相続開始地を管轄とすることに特に問題はない。

【意見】⑦について、賛成である。

【理由】既に手続が継続している家庭裁判所で一体的に管理することは合理的である。

(2) 手続行為能力（新設）

① 子は、民法第830条第2項から第4項までの規定による財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

② 被後見人は、民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

【意見】賛成。

(3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任（家事審判規則第116条関係）

民法第936条第1項の規定による数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任は、家庭裁判所又は抗告裁判所が限定承認の申述を受理したとき、その裁判所が、職権とするものとする。

【意見】賛成。

(4) 不在者財産管理人等の権限等

ア 不在者財産管理人等の権利義務（家事審判法第16条関係）

財産の管理に関する審判事件において選任された不在者財産管理人その他の財産を管理する者（以下「不在者財産管理人等」という。）については、民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定を準用するものとする。

【意見】賛成。

イ 不在者財産管理人等の改任（家事審判規則第32条等関係）

家庭裁判所は、いつでも、不在者財産管理人等を改任することができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 財産状況の報告及び担保等（家事審判規則第33条から第36条まで等関係）

① 家庭裁判所は、不在者財産管理人等に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。民法第27条第2項の場合には、不在

者が置いた管理人（以下「管理人」という。）についても、同様とするものとする。

- ② ①の報告及び計算に要する費用は、管理される者の財産の中から支弁するものとする。
- ③ 家庭裁判所は、不在者財産管理人等及び管理人に対し、その供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができるものとする。
- ④ 不在者財産管理人等又は管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならないものとする。
- ⑤ ④による嘱託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添付しなければならないものとする。
- ⑥ ④及び⑤の規律は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記について準用するものとする。

（注） 財産目録作成の方法等については、家事審判規則第35条及び第36条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

(5) 処分の取消し（家事審判規則第37条等関係）

家庭裁判所は、財産の管理をされていた者が自ら財産を管理することができるようになったとき、又は管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でないときは、不在者財産管理人等、管理人、財産を管理されていた者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。

（注） 管理人選任・相続人搜索の公告については、家事審判規則第119条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

(6) その他

（注） 民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）及び同法第943条第1項（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理人の選任の審判は、第2の2(7)ア（エ）により告知を受ける者とされた者のほか、相続人等に告知しなければならないものとする規律を置くことについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

ただし、利害関係にある者が記録上から明らかであり、不在者の相続人の権利関係に影響するので、告知（通知）すべきである。なお、人事訴訟法228条も、記録上明らかな利害関係人に通知する規定をおいている。

6 婚姻に関する審判事件

（前注） 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管

理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とすることについては、なお検討するものとする（第5の1の（注）参照）。上記の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とした場合には、その事件における相手方は、「他方配偶者」と表現することになる。

(1) 管轄（家事審判規則第45条、第47条、第51条、第52条、第56条及び第57条関係）

- ① 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件、同法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件及び同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件は、
- 【甲案】
相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- 【乙案】
夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。
- ③ 民法第769条第2項（同法第749条、第751条第2項及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚、婚姻の取消し、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】①について、乙案に賛成。

【理由】夫婦が別居していることが想定され、事案によってはいずれの住所地にも資料が存在していると考えられること、甲案ではいつまでも申立をしない当事者の住所地を管轄とする結果となり紛争解決が遅延すること、人事訴訟法4条とのバランスからも当事者双方の住所地とすべき。相手方の協力が得られないことが予想されれば相手方の住所地に申立てればよく、乙案でも不都合はない。

【意見】②及び③について、賛成。

【理由】現行の規定を維持することに不都合はない。

(2) 手続行為能力（新設）

- ① 夫及び妻は、民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能

力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでないものとする。

- ② 子は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでないものとする。

（注） 子は、利害関係人として民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】 ①は賛成。②は条件付き賛成。

②では財産上の給付を求める審判事件についても、子の行為能力を認めるべきである。

（注）については、子の利害関係人としての参加は、当然に認められるべきである。

【理由】 監護者の指定その他監護に関する処分については、審判の内容が直接子どもに影響を及ぼすものであるから、子どもからの意見聴取のほか、子どもの意見の反映および手続保障の観点から、子自身が手続に参加して主張立証を行い、審判の告知を受け、抗告の申立てをする等の機会を保障する必要がある。

財産上の給付であっても、子のための費用は子に直接関わる問題であり、子に意思能力がある限り行為能力を認めるべきである。

また、利害関係は子にとって直接的であり、利害関係人参加は当然に認められるべきである。

(3) 陳述聴取（家事審判規則第54条関係）

家庭裁判所は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分（監護費用の分担に関する処分を除く。）をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

（注1） 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

（注2） 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とした場合であっても、管理者の変更又は管理者の変更に附帯して共有財産の分割の処分をする

ときは、相手方（他方配偶者）の陳述を聴かなければならないものとするを前提としている。

【意見】 条件付き賛成。

子の陳述を聴かなければならないという制度の基本には賛成であるが、監護費用の分担に関する処分を除くことには反対、また、15歳未満の子を除外することにも反対である。

【理由】 監護費用の分担は子に直接影響するものであり、これについても子の意見を聴取すべきである。

子の意見表明の重要性を考慮すると、陳述聴取の要否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って（児童の権利に関する条約12条）例外を設けるべきである。

(4) 給付命令等

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判（家事審判規則第46条、第96条、第98条及び第49条関係）

① 家庭裁判所は、民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判においては、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとする。

② 家庭裁判所は、①の審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

イ 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判等（家事審判規則第49条、第51条及び第56条関係）家庭裁判所は、次に掲げる審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

a 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判

b 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判

c 民法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判

ウ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判（家事審判規則第53条関係）

家庭裁判所は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定により子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は監護費用その他の財産上の給付を命ずることができるものとする。

(注) 「子の監護について必要な事項」の例示として「面会交流の方法」や

「監護費用の分担」を明示することについては、なお検討するものとする。

エ 離婚等における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判（家事審判規則第58条関係）

家庭裁判所は、民法第769条第2項（同法第749条、第751条第2項及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚、婚姻の取消し、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

「子の監護について必要な事項」の例示として「面会交流の方法」や「監護費用の分担」を明示するべきである。

【理由】現在の実務において民法 766 条 1 項および 2 項の「子の監護について必要な事項」または「子の監護について相当な処分」として行われている重要な類型が「面会交流」「監護費用の分担」である。特に、面会交流については、昭和 39 年以来、裁判実務上認められているに留まり、法規上の明示がされていない。今後の実体法の改正時には、独立した権利（親については義務でもある）として規定されることが想定されるが、現時点においては、手続規定の中でその存在を明らかにしておくことが望ましい。

(5) 即時抗告

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分等についての審判（家事審判規則第46条、第97条、第50条及び第51条関係）

夫及び妻は、次に掲げる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- a 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分についての審判
- b 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分についての審判
- c 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判

【意見】賛成。

イ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判（家事審判規則第55条関係）

父、母及び子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（注） 子の即時抗告権については、子に対する審判の告知の規律と併せてなお検討するものとする。

【意見】賛成。

なお、子にも即時抗告権を認めるべきである。

【理由】監護者の指定その他監護に関する処分については、審判の内容が直接子どもに影響を及ぼすものであるから、子どもの意見の反映および手続

保障の観点から、子自身が即時抗告の申立てをする機会を保障する必要がある。

また、この場合、子の手続上の活動を援助するために、一定の場合に子ども代理人を選任することができる制度を設けるべきである。

ウ 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分についての審判（家事審判規則第56条及び第50条関係）

夫又は妻であった者は、離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

エ 離婚等の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判（家事審判規則第59条関係）

婚姻の当事者その他の利害関係人は、民法第769条第2項の規定による離婚による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。民法第749条、第751条第2項及び第771条において準用する同法第769条第2項の規定による婚姻取消し、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による婚姻関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判においても、同様とするものとする。

【意見】賛成。

(6) その他

(注1) 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分についての審判、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判及び同法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判については、事情変更による審判の変更又は取消しをすることができることを前提にして、この点に関する特段の規定を置かないものとする。なお検討するものとする。

(注2) 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件、同法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件、同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件において、収入、支出、保有資産について当事者に開示義務を課すなど、必要な裁判資料を得やすくする方策に関する規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(注3) 夫婦財産契約による管理者の変更に附帯してされる共有財産の分割の処分の具体的手続（家事審判規則第48条関係）については、6（前

注) の検討の結果を踏まえて、なお検討するものとする。

【意見】(注1)については、規定をおかず、(注2)については規律を置く方向で検討すべきである。

【理由】(注1)の事件はその性質上事情変更による変更又は取消しができることは当然であり、特段の規定は不要である。(注2)は裁判資料を得やすくする方策の必要性は非常に高いものがある。

(7) 審判前の保全処分

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件等を本案とする保全処分(家事審判規則第46条、第95条、第51条、第56条及び第52条の2関係)

次に掲げる審判事件については、〔本案の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

a 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件

b 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件

c 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) アにより仮の地位を定める仮処分をするには、第3の2(2)エにより、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、アによる保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

【意見】賛成。

なお、保全処分の申し立てについては、本案の申立てを要件とすべきではない(理由は、第3 審判前の保全処分に関する手続(総則)についてのべたものと同様であり、以下もこの点については同様である)。

イ 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容(家事審判規則第47条、第106条第1項、第23条第1項及び第52条の2関係)

① 〔夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判の申立てがあった場合において、〕相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割についての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② 〔夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する処分の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件

の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者又は相手方の〕申立てにより、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注1) ①及び②の各亀甲括弧のうち、各1番目の亀甲括弧は、保全処分の要件として、本案事件が係属していることが必要か否かについて、第3の2(1)において両案を併記していることに対応するもの、各2番目の亀甲括弧は、本案事件の係属を保全処分の申立ての要件とした場合に、保全処分の申立てをすることができる者を、①については本案事件の申立人、②については本案事件の申立人又は相手方にそれぞれ限定すべきであるか否かについて、なお検討する趣旨のものである。

(注2) (ア) ②により仮の地位を定める仮処分をするためには、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 財産の管理者の権限等(家事審判法第16条並びに家事審判規則第47条、第48条第3項、第106条第1項、第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係)

(ア)) ①により選任された財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

なお、保全処分の申し立てについては、本案の申し立てを要件とすべきではない。

ウ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容(家事審判規則第52条の2関係)

〔本案の申し立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申し立てをした者の〕申し立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(イ) 陳述聴取(新設)

家庭裁判所は、(ア)により仮の地位を定める仮処分(監護費用の仮払の仮処分を除く。)をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申し立ての目的を達することができない事情があるとき又は子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

(注1) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている(第1の15参照)。

(注2) (ア)により仮の地位を定める仮処分をするためには、(イ)のほか、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて

て、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

【意見】条件付き賛成。

保全処分の申し立てについては、本案の申立てを要件とすべきではない。

子の意見聴取については、子の年齢によって区分すべきでない。

【理由】子の意見表明の重要性を考慮すると、陳述聴取の要否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って(児童の権利に関する条約12条)例外を設けるべきである。

7 親子関係の審判事件

(1) 子の氏の変更の許可の審判事件

ア 管轄(家事審判規則第62条、第52条第2項及び第60条関係)

民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。

【意見】賛成。

【理由】現行の規定を維持することに特に不都合はない。

イ 手続行為能力(新設)

子は、民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

【意見】反対しない。

【理由】子の年齢による区分は不合理であるが、民法791条3項があるためやむをえない。

ウ 即時抗告(家事審判規則第62条及び第27条第2項関係)

申立人は、子の氏の変更の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(2) 養子をするについての許可の審判事件

ア 管轄(家事審判規則第63条関係)

民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。